

平成29年第4回

大空町議会定例会会議録

〔その1〕

- ・ 招 集 平成29年12月19日
- ・ 開 会 平成29年12月19日
- ・ 閉 会 平成29年12月20日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番 上 地 史 隆 8番 松 岡 克 美

2番 田 中 裕 之 9番 欠 員

3番 原 本 哲 己 10番 後 藤 幸 太 郎

4番 沢 出 好 雄 11番 深 川 昇

6番 松 田 信 行 12番 近 藤 哲 雄

7番 齋 藤 宏 司

2 不応招議員は次のとおりである。

5番 品 田 好 博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	地域振興課長
福祉課長	住民福祉課長
福祉課参事	総務課主査

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第4回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成29年12月19日(火) 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

(諸般の報告)

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	地域振興課長	伊藤裕幸
福祉課長	南部猛	住民福祉課長	星加政志
福祉課参事	松川一正	総務課主査	土田康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主査	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成29年12月19日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成29年10月26日～12月19日》

- 10月26日 第9回議会広報常任委員会
27日 オホーツク圏活性化期成会「JR石北本線の維持・存続に向けて」
シンポジウム（北見市）
29日 もこと山ふきおろしマラソン大会
30日 北網ブロック市・町議会正副議長会議（小清水町）
31日～11月1日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）
- 11月 3日 大空町表彰式
3日～4日 東京女満別会総会・東京東藻琴会総会（東京都）
9日 第12回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会
第10回議会広報常任委員会
10日 大空町交通事故防止決起集会
11日 女満別小学校学芸会
東藻琴小学校学芸会
13日～14日 オホーツク圏活性化期成会石北本線部会視察（函館市・青森市）
15日 第13回総務厚生常任委員会
18日 女満別幼稚園はっぴょうかい
東藻琴幼稚園・保育園お遊戯会
19日～20日 地方自治法施行70周年記念式典・記念シンポジウム（東京都）
第11回議会広報常任委員会
21日～22日 第61回町村議会議長全国大会（東京都）
23日 東藻琴中学校 学校開校70年記念式典
27日 第10回議会運営委員会
第4回議員協議会
第14回総務厚生・第12回産業建設文教合同常任委員会
第14回総務厚生常任委員会
第12回産業建設文教常任委員会
新しい高校づくり講演会
- 12月 1日 若返り演芸会
4日 第15回総務厚生常任委員会
6日 第13回産業建設文教常任委員会
9日 議会報告会・町民との意見交流会
13日 第11回議会運営委員会
第12回議会広報常任委員会
19日 平成29年第4回定例会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成29年第4回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において1番 上地史隆議員及び2番 田中裕之議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、

委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇松岡議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る12月13日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が6名、町長から提出されております案件が15件であります。その内訳は、一般議案8件、補正予算7件であります。

このほか、決算認定8件、報告1件、発議として条例改正及び意見書等の提出も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は、本日12月19日に開会して、12月20日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、

本日から12月20日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、10名であります。

5番 品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しておりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しておりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を行っておりますので御了承願います。

あわせて報道機関より写真撮影の申請がありましたので、許可しておりますので御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成29年第4回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

9月26日から27日にかけて、北海道町村会理事会が宗谷管内豊富町で行

われ出席をいたしました。

本年度から北海道町村会の監事を仰せつかっております。理事会におきまして、平成28年度各会計の監査報告のために、出張したところであります。

あわせまして、豊富町内の視察をさせていただいたところであります。

この機会に出張の移動につきましては、列車移動ということで、JR北海道が経営いたしております石北線、宗谷線を乗り継いで、豊富町まで行ってきたところでございます。

9月28日、大空町企業誘致委員会を開催をいたしました。

太陽光発電施設に係る条例指定2件について説明し、承認を得たところでございます。

そのほか、誘致しました企業の動向、さらには、進出企業予定などの問い合わせ状況などを紹介し、意見交換を行ったところでございます。

10月2日は、大空町表彰審査委員会を開催をいたしました。

個人21件、団体5件の推薦について審議をいただき、全件を可とする答申をいただいたところであります。

10月3日は阿寒摩周国立公園名称変更記念式典及びレセプションに出席をいたしました。弟子屈町で開催されたところであります。

今までの阿寒国立公園から摩周という名称が加えられたことを記念した式典が開催されたところであります。基調講演、パネルディスカッションなどからは、当地域の魅力が説明されたところであります。今後の広域観光への期待が寄せられているところであります。

10月4日、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。

30年度採用職員の1次試験合格者を決定したところでございます。この段階におきまして、大卒19人、高卒65人の一次合格者を決定いたしました。

10月7日は、市町村長政策研究会が札幌市で開催をされ、参加をいたしました。

防災をテーマに国土交通省から職員を招き、災害時における必要な対応などについて勉強したところでございます。

10月9日は、十勝オホーツク自動車道陸別小利別インターチェンジ、訓子府インターチェンジ間開通式、通り初め式に参加をいたしました。

この陸別町小利別訓子府間16キロが開通したことによりまして、十勝圏域とオホーツク圏域がつながったわけでございます。

式典に参加するとともに、訓子府から小利別まで走行させていただいたところでございます。

10月16日は、オホーツクイメージ戦略推進委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。

平成29年度から3カ年で取り組むオホーツクイメージの発信につきまして、電通、JTBの企業体が受注し、吉本興業の芸人によるインターネット上での情報露出を狙ったものとなりました。

キャッチコピーは、オホーツクールとなったところでございます。

同日、オホーツク町村会臨時総会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。

林小清水町長の退任に伴う役員改選を行い、新しい監事には川根佐呂間町長が選出されたところであります。また、この機会に東京都江東区との交流事業についての報告が行われたところでございます。

10月20日は道庁大空会が札幌市で開催をされました。

今年度は選挙事務などもございました。また、出張などということもございまして、道庁職員の出席は10名と少ない状況でございました。

今後は道職員と町村職員との交流や、また視察なども兼ねて職員の出席も検討するべきではないかと、そんな感想を持ったところでございます。

10月23日は、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会が網走市で開催をされました。これは網走開発建設部との意見交換会になります。

道の駅が9月1日に実質上オープンをいたしました。また、道の駅に対して防災備品の設置もいただいたところがございますので、そのお礼とあわせて、334号道路の登坂車線の整備、線形改良、防災対策を要請したところがございます。

10月27日は、オホーツク圏活性化期成会JR石北本線の維持存続に向けてシンポジウムが北見市で開催をされ、出席をいたしました。

JR北海道からの現状報告のほか、北海道大学院准教授 岸邦宏氏から基調講演を行っていただき、この問題に係る論点の整理が行われたところがございます。

10月31日は、北海道町村会政策懇談会が札幌市で開催をされました。

前総務事務次官 佐藤文俊氏の講演によりまして、地方財政、地方税制、地方行政の現状から将来を展望する内容が報告されたところであります。

分科会におきましては、総務建設委員会に参加をさせていただき、空き家対策についての意見交換を行ったところがございます。

11月1日は、国道334号道路整備促進地域連携会議意見交換会ということで、札幌市に出向いた折に北海道開発局長、さらには幹部の方々に10月23日と同様の内容について整備要望をしたところがございます。

同日、オホーツク圏活性化期成会秋季要望ということで、北海道庁に対して要望を行ったところがございます。

重点項目といたしまして、医療、農業等を中心とする防疫、病虫害、高速道路、バス、JR、それらの問題について、高橋知事に直接要請を行ってまいりました。

同日、新規航空路線誘致活動ということで大阪に飛びまして、網走市長、北見市長、オホーツク総合振興局長とともにピーチアビエーションに対して、女満別空港

への乗り入れの要請を行ったところであります。

来年夏、残念ながら女満別空港ということにはなりませんでしたが、釧路空港へのピーチアビエーションの乗り入れが決定したところであります。

私どもの地域としては残念だということもありますけれども、東北海道に初めてLCCが就航する。

また、将来的には面として考えて乗り入れを増やすという中で、次は必ず女満別空港への誘致というところを目標にしながら、誘致を進めてまいりたいと考えているところがございます。

2ページ目になります。

11月3日は、大空町表彰式を挙行政いたしました。

表彰者19人の出席をいただき、式典を挙行政し、その功績を町民の皆様とともに称えたところがございます。

11月4日は、東京女満別会総会が開かれまして、出席をさせていただきました。今年は37名の出席で開催をされたところであります。

大林会長からは、来年度東藻琴会との合同開催について町の協力を要請されたところがございます。

あわせて同日、北海道東藻琴会総会も開催をされ、そちらにも出席をさせていただきました。こちらは42名の出席でございました。

来年度、女満別会との合同開催について協力をお願いしたところがございます。

11月7日は、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催をいたしました。

死亡交通事故の発生を報告させていただくと同時に、来年度は7月3日、女満別区域での開催を決定させていただいたところがございます。

同日、北網地域市町長会議が北見市で開催をされ、出席をいたしました。

津別町への林業大学校の誘致を進めることを全首長で確認をしたところであります。

また、空き家対策に係る情報交換を行わせていただきました。

11月8日は、安全安心の道づくりを求める全国大会が東京で開催をされ、出席をいたしました。

大会では、道路整備に係る要請内容の決議をするとともに、北海道道路整備促進協会として、財務副大臣、国土交通省幹部に要請活動もあわせて行ってまいりました。

11月10日は、大空町交通事故防止決起集会を開催をしたところがございます。

10月27日早朝、住吉で死亡交通事故が発生をいたしました。2,783日でゼロ日数が途切れてしまうという結果になったところがございます。

新たな気持ちで交通事故の抑制、死亡交通事故ゼロを目指して集会を開催し、町

民の方々160人の参加をいただいたところでございます。

11月13日から14日にかけては、オホーツク圏活性化期成会・上川地方総合開発期成会合同によります石北本線部会視察ということで、函館市、青森市を訪れました。

新幹線開通に伴う並行在来線であります道南いさりび鉄道、青い森鉄道の視察をさせていただき、あわせて乗車をさせていただいたところでもあります。

いずれも上下分離をして、都道府県や市町村などが負担して経営をしております。

JR貨物利用料があるものの経営は大変で、将来的な不安を抱えているという状況がわかったところでもあります。

11月16日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会秋季要望のために、東京に出向きました。

端野・高野の整備に係る第2回の小委員会の開催について強く要請したところでもあります。

国土交通副大臣、さらには道路局、北海道局の幹部に要請をしまいったところでもあります。

同日、全国浄化槽推進市町村協議会通常総会にも顔を出しました。

平成28年度の決算の承認、平成30年度の事業計画、予算を決定するとともに、要望事項について取りまとめを行いました。

翌日11月17日は、簡易水道整備促進全国大会が東京で開催され、そこにも出席をまいりました。

功労者表彰、大会宣言決議を採択するとともに、予算の確保、補助制度の拡充、地方財政措置の充実などについて、役員で要請活動を行ったところでもあります。

同日、網走刑務所住吉作業所用地活用協議ということで、東京都におきまして法務省に要請活動を行いました。

住吉作業所の活用に当たり、計画策定の基礎調査への了解とあわせて地方創生人材支援制度に係る法務省からの人材派遣の要請を行ったところでございます。

11月20日は、北海道総合交通政策検討会のために札幌市に出張いたしました。

この会が第5回ということでございます。平成30年度を目標とする交通政策の指針の案、また3年間の集中的に取り組む施策が示されたところでもあります。

私からは、具体的にいつ誰がどういった負担で取り組むかまで、この計画の中に記述すべきではないかと、そのような御提案をさせていただいたところでもあります。

11月27日は、新しい高校づくり町民講演会を開催いたしました。

町民約100人の参加をいただいたところでもあります。

女満別高校生、東藻琴高校生による活動発表、また、高校の魅力化では、隠岐島前高校の事例について藤岡慎二先生のお話をいただいたところでもあります。高校への関心を高めていただいたものと感じております。

11月29日は、全国町村長大会が東京で開催され、出席をいたしました。

荒木熊本県嘉島町長が新会長として挨拶をされたところであります。

国会の会期中ということもありまして、両院議長は出席をいただきましたけれども、総理大臣、総務大臣は代理出席、また、各政党からも自由民主党総務会長のみの出席ということで、全体的に国会議員の方々の出席も少なかったように思います。

この中で、森林環境税の創設など13項目の決議を行ったところでございます。

11月30日は、女満別空港整備利用促進協議会といたしまして、北海道知事要望のために札幌に出向きました。

民間委託に当たり、地域の意向が反映される仕組み、地元との事前協議、売却財源等の有効活用、委託後における北海道の継続支援等を高橋知事に直接要請したところであります。

このときは網走市長、また女満別空港ビル会社の社長とともに要請活動に当たったところでございます。

12月1日は、市町村長政策研究会が札幌市で開催をされました。

災害時においてトップがなすべきこととして、シミュレーション型ワークショップを実施して、トップの判断力、分析力、対応力を養う研修会として行われたところでございます。

3ページ目になります。

12月4日、オホーツク圏活性化期成会JR北海道問題に係る意見交換会及び石北本線部会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。

全体の意見交換会では、道の取り組み状況が報告され、また釧網線、石北線両部会の活動報告があったところでございます。

北海道のリーダーシップを求める意見、また、それぞれの方々が役割分担についてそろそろ議論していくべきべきではないかとの意見が出されたところであります。

その後の石北本線部会におきましては、今後、関係団体において、JRの自助努力、国の支援を求め、費用負担も含め道とともに検討すること。

こういう内容の文言を含めた中間報告が出され、小委員会を設置し、議論を加速させていくことを確認したところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番 上地史隆議員。

◇**上地議員** 皆様おはようございます。

今年も早いもので、残りわずかになりました。

最近のニュースですが、今年の世相を表わす漢字が「北」の一文字に決まりました。理由は北朝鮮のミサイル発射などが注目されたからだそうです。

まさに北海道は上空をミサイルが通過したり、木造船が漂着したりなど、北に係わるものが強く感じられた年であったように思います。

それでは、今年最後の定例会になります。通告に従い質問に移らせていただきたいと思います。

他の方の質問と重なるところがありましたら、お許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、学力テストの結果について、お聞きしたいと思います。

道教委が11月27日に公表した2017年度全国学力学習状況調査の管内別結果によると、オホーツク管内の平均回答率は、小学6年と中学3年の国語、算数、数学の基礎知識を問うA、応用力を見るB、全て全国、全道平均を下回りました。

AよりBの方が全国平均との差が大きく、応用力により課題があることが浮き彫りとなりました。

中学3年については、4科目は昨年度より全国平均との差が広がり、管内の平均回答率は2013年度以降、毎回全科目で全国平均を下回っております。

本年度の科目別の全国平均との差は、小学6年については、国語Aが3.3ポイント、国語Bが5.4ポイント、算数Aが3.5ポイント、算数Bが6.1ポイント、中学3年については、国語Aが3.0ポイント、国語Bが3.9ポイント、数学Bが4.8ポイントでした。

昨年度と比べると小学6年は4科目とも全国平均との差が縮まった一方、中学3年については、全ての科目で差が広がりました。

小学6年の差は、国語ABがいずれも前年度比0.9ポイント、算数Aは同2.0ポイント、算数Bは同0.1ポイント改善し、中学3年は、国語Aが同1.1ポイント、国語Bは同0.5ポイント、数学Aは同1.2ポイント、数学Bは同0.9ポイント拡大しました。

全国平均との差が最も大きかった小学6年の算数Bでは、科目別の正答数が全国の下位25%に入る階層の児童生徒の割合が40.2%に上り、全国平均の30.5%を大きく上回りました。

家庭学習に関しては、平日に1日当たり1時間以上勉強している割合は、小学6年生が全国平均よりも16.7ポイント少ない47.7%で、中学3年生については、同8.8ポイント少ない60.8%でした。

本年度は管内18市町村の小学校80校の2,015人、中学校51校の2,2

5 5人が学力テストに参加しました。

町内の学力テストの結果はどうだったのか、教育長よりをお聞かせいただきたいと思ひます。

続けて二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、自治体情報のデータ放送についてです。

北海道文化放送では、1月から地上デジタル放送のデータ放送で道内自治体の情報を表示するサービスの試験運用を始めます。

災害時の避難勧告や健診、排雪作業の日程告知、熊出沒に関する注意喚起など、1自治体につき3件から5件程度を表示し、視聴者はテレビをUHBのチャンネルに合わせ、リモコンのdボタンを押し、さらに、黄色のボタンを押すと居住地の自治体情報が表示されます。

他の自治体情報が見ることができると、使用料については無料となっております。来年度の北海道命名150年に合わせて企画されたそうです。

今後、各自治体に参加を呼びかけニュース配信用のシステムを応用し、自治体の担当者が直接情報を入力できるようにし、本格運用となる4月以降は、参加する自治体から月3万円から5万円程度の利用料を徴収する形で行うそうです。

このように、地域住民に情報を少しでも適切に伝えることは大事なことに思ひますが、町は、現在どのような手段を用いて、地域住民に町内の情報を伝えているのか、町長よりお聞かせをいただきたいと思ひます。

以上2点、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 上地議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思ひます。

全国学力学習状況調査についてでございますが、この調査は文部科学省が全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、毎年実施しているもので、平成19年度から開始され、本年度で11回目の実施となっております。

調査の目的は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに役立つものとされております。

大空町では第1回目から11回全ての調査に参加し、その都度、児童生徒の学力や学習状況を詳細に分析し、必要な教育施策の展開や学校における授業改善、さらには保護者と連携した家庭学習の定着に向けた取り組みに生かしてきたところでございます。

本町における今年度の全国学力学習状況調査の結果でございますが、本年度は4

月18日に町内の小・中学校4校においてそれぞれ実施してございます。

調査対象児童生徒数ですが、小学校は女満別小学校、東藻琴小学校の2校で合わせて53名となっております。

また、中学校は女満別中学校、東藻琴中学校の2校で73名となっております。

調査の内容は大きく二つに分かれておりまして、一つは、教科に関する調査として、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学のそれぞれ2教科で実施しており、主に知識に関する調査のA問題と主に活用に関するB問題を教科ごとに分けて調査が行われております。

もう一つは、生活習慣や学習環境等に関する質問調査として、児童・生徒を対象にしたものと、学校を対象にしたものとなっております。

児童生徒を対象とした調査は、学習意欲や学習方法、学習環境、日常生活の状況などに関する内容であり、また学校対象とした調査は、学校における指導方法に関する取り組みなどについて把握する内容となっております。

最初に、教科に関する調査の結果についてでございますが、数値での公表を行っていないことから、段階評価での説明とさせていただきますが、全道の平均点との差が上下1ポイント未満の場合を同様、マイナス1ポイント以上、マイナス3ポイント未満をほぼ同様、マイナス3ポイント以上マイナス5ポイント未満をやや低いマイナス5ポイント以上マイナス7ポイント未満を低い、マイナス7ポイント以上を相当低いと定義いたしまして、説明を申し上げたいと思います。

小学校は国語Aがやや低い、国語Bが相当低い、算数Aがほぼ同様、算数Bが低いという結果となりました。

一方中学校は、国語A、数学Aが同様、国語B、数学Bがほぼ同様という結果となっております。

本年度の結果につきましては、中学校が全道平均と比較して国語、数学それぞれほぼ同様であったのに対して、小学校の国語と算数のB問題、いわゆる応用力の問題が低かったことが特徴となっております。

毎年、教科問題が変更となる上に調査対象児童・生徒も同じではないことから、一概に比較はできませんが、小学校については、全般的に前年度より下回る結果となりました。

次に児童・生徒を対象とした生活習慣や学習環境等に関する質問調査の結果についてでございますが、小学生が92の質問、中学生が94の質問項目について回答することになっており、その中の項目のうち、学習習慣では、家庭学習を平均1時間以上勉強する割合が、本町の中学生は、全道平均を上回っているのに対し、小学生は全道平均を大きく下回っている結果となっております。

一方、生活習慣ではテレビの視聴やテレビゲーム、また携帯電話、スマートフォンによる通話やメール、インターネットなど1日3時間以上する割合は、本町の中

学生が全道平均とほぼ同じ結果であったのに対し、小学生は全てにおいて全道平均を超える結果となりました。

今回の調査結果に基づく課題であります。とりわけ小学校では、上位層と下位層の二極化や指導方法と授業の改善、学習規律の徹底や家庭学習時間の不足、また、生活リズムの乱れなどが挙げられております。

教育委員会では、これまで教職員の研修や授業改善といった学校による教育実践の積み重ねや、補助教員配置によるきめ細かな指導に努めておりますが、中学校も含め、これまでの取り組みの効果を検証し、学校における組織的、継続的な取り組みを強めるとともに、危機意識を持って補充学習の取り組みや家庭学習の定着、規律ある生活習慣の確立など、さらなる学力向上対策を講じてまいりたいと考えております。

また、家庭・学校・地域が課題を共有し、連携協力して、大空町の子どもたちの学力向上が図られるよう、一層の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、上地議員への1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の自治体情報のデータ放送について、私から答弁をさせていただきたいと存じます。

まず、町が行っている情報提供の手段でございますけれども、広報紙、ホームページ、おぞらテレビジョン、LINE、登録制のメール配信、ふれあいトーク、郵送やファクスでの文書案内、またチラシ広告など、さまざまな手段を活用して行っているところであります。

また、災害時の避難勧告、避難所の開設等は、町から北海道を通じ発信した情報がテレビやラジオ、インターネット、携帯電話などから住民へ提供される現状でございます。

道内の自治体におけるデータ放送は、現在、北海道庁からのお知らせ、札幌市の除雪・排雪に関する情報などがございます。

そのほか、道内全市町村の災害時における避難勧告、避難所の開設等の情報がNHKによりデータ放送されております。

このたびの北海道文化放送が自治体情報提供サービスを構築し、来年1月から試験運用を開始し、4月から本格的に導入を検討しようという内容が報道発表されたところでございます。年間で約45万円程度の負担とは聞いているところでございます。

具体的に問い合わせをいたしましたけれども、情報の種類でありますとか量、ま

た、運用の方法、町側の対応方法や利用者の簡便性、簡易性と言うのでしょうか、そういうものなどについて見極めるために、年明け試験運用期間中などに各市町村なども含めてアンケート調査なども実施をしたいと、そのような意向のようでございます。

そういった試験運用期間もあるということですので、その中で、私どもとして内容確認をさせていただいたり、そして、調査をするということをして臨んでまいりたいと考えているところであります。

今の段階では具体的な方針まで決定してはおりませんが、今後それらを確認した上で、導入していくことの可能性というものが増えてまいりましたら、また、議会にも改めて協議をさせていただいて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 一つ目の質問について、学力テストのことについて再度お伺いしたいと思います。

教育長から適切にお答えいただいたと思いますが、学力テストは導入され11年、11回実施されたということで、生徒数も小学校が53名、中学校が73名で実施率は100%というのも産業建設文教委員会の資料で確認できています。

11回の中で教科等は変わっていますが、ここ数年の学力テストの結果について評価し、それによって新たな取り組みを行ったのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 お答えを申し上げたいと思います。

学力テストの調査結果に基づく課題分析につきましては、毎年度、各学校ごとに子どもたち個々の状況を詳細に分析し、課題を明らかにしているところでございます。

また、その結果をもとに、指導方法や授業の改善、子どもたちの学習習慣や生活習慣の改善に生かしてきているところでもございます。

改善に向けた具体的な取り組み内容でありますけれども、日常の授業を改善し、子どもたちの学力向上を図っていくためには、教職員のスキルアップは欠かせません。また、課題の大きさによって、マンパワーによる支援が重要となってまいります。

大空町では、子どもたちの教育内容の質の向上のため、平成26年度から教職員

の研修費用の助成予算を大幅に増額をしております。そのことによって、道内外の先進地における指導方法を学ぶ機会が増えるとともに、町内に勤務する教職員がノウハウを共有し、タイムリーに実践に生かせるようになりました。

その他の取り組みとしては、子どもたち一人一人の理解や習熟の程度に応じた少人数習熟度別指導や、複数の教員によるチームティーチングなど、きめ細かな指導のほか、放課後や長期休業中の補充的な学習サポートも実施してきております。

さらに、町独自の施策として、町内2つの小学校に補助教諭を3名配置するとともに、本年度からは女満別中学校にも新たに1名増員配置したところでございます。

また、教育委員会には特別支援コーディネーターや地域コーディネーター、語学指導助手、巡回学校図書館司書を配置するとともに、平成28年度からは、大空町として初めてとなります教育専門職である指導主事を配置し、学校教育に係わる指導体制の強化を図ってきております。

さらに本年度からは指導主事を1名増員配置いたしまして、小学校の外国語教育の強化に向けた準備や体制づくりを進めているところでもございます。

一方、ハード面では今年度、町内中学校2校の教育用コンピュータを更新するとともに、新たにタブレット端末を導入いたしまして、子どもたちが興味、関心を高め、分かる授業というものを実践してございまして、来年度は、小学校においてもパソコン、タブレットといったものの更新導入を予定しているところでもございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 適切にお答えいただいたと思います。

教育長も先ほど言われたように応用力、特に小学校に限っては低い、やや低かったと思うんですけど、この応用力というのは大切な力だと思うので、先ほど言われたように、できるだけ意欲を持つ、自分で考える能力を養うということは、小さいうちから大切な能力だと思うので、このことについては、今後も力を入れていただきたいと思います。

その中で一つ気になったのが、学習状況調査の項目なんですが、ちょっと女満別小学校の資料しかなかったもので、これについて気になった点だけお伺いしたいと思います。

まず1点目ですけど、学校の授業以外に1日1時間以上勉強するという設問があるんですけど、これが課題の中に載っていたんですが、全国比マイナス36.9で、全道比がマイナス29.6と非常に高いと、いや、10%やそこらだったら多少はあると思うんですけど3割を超える、これは非常に高いんじゃないかと少し心配をございまして、あと、もう一つ気になったのが自己肯定の科目ですけど、自分を

必要な存在だと思っているかという項目があるんですけど、これも日本人の数値が、自己肯定が欧米に比べて低いんですけど、この科目についても全国比がマイナス28.3だと思ったんですけど、全道比が25.7ぐらいだと思うんですけど、これも非常に高い。

あともう一つ気になったのが、いじめについてですけど、いじめは何があっても良くないと思うという設問があるんですけど、これが全国比マイナス28ポイントで全道がマイナス26ポイント、これが小学校の女満別小学校しかなかったんですけど、女満別小学校で気になった3点、この点についてはどうお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 個別の学校の結果についての質問ということでございますけれども、差し障りのない範囲でお答えできればなと思っております。

まず応用力の部分が非常に弱いということについては、これは、町内の小学校両校含めて、傾向として表れていることでありまして、やはりテレビゲーム、スマートフォンといったものに、家庭に帰ってから時間を多く費やしていると、そういったことが家庭学習の時間が少なくなるという大きな要因になっているのかなということでもあります。

そういう中で、やはり家庭学習時間をどのように増やしていくかということも課題でありますし、例えば、家庭との協力、連携というものも不可欠ではないかなと思っておりますが、学校としては、やはり、自ら子どもたちが考える力、自主的にそういう考えを持てるような、そういう教育の指導内容に力を入れていくということに重きを置いておりまして、例えば、個人やグループで考える時間というものを増やすということであったり、また、ノート指導の徹底ということをしなから、自分の考えを書く、まとめるといったものについても、そういった授業の改善にも取り込んでいくと、さらには小学校の段階からプレゼンテーション能力を養う、そのような授業も取り入れながら、社会に通用する人間、また現場で対応できる人間に育てていく、そのような必要があり、またそういった授業に転換していかなければならないということで、現在もそういうような内容で授業を今展開を進めていただいているところでございます。

また2点目の自己肯定感については、やはりそのような傾向は小学生、中学生含めてみられているかなと思うのですけれども、ただそれは自信がないということでは決してなくて、そういう自分で先ほど言ったプレゼンテーションだとか、自らそういう自分の力を確認するためというの、なかなか一般の授業の中で展開できてないところが自信につながっていないという部分があるのかなと、例えば

修学旅行などに行っても、大空町の子どもたちが非常に真面目で規律も守って、本当に優等生な子どもたちが多くでありますけれども、そういう中で、自信を持たせるといふ、そのようなさまざまな教育活動を通じて、自分でもできるんだと、そういうような工夫が今後やはり必要ではないかなと思っております。

そういうことで、本来の力を十分発揮していただけますし、調査においても自己肯定感を持った、自分は持っているというような回答が今後増えていくのではないかなと思っております、そのような取り組みに力を入れてまいりたいかなと思っております。

また、いじめについては、繰り返し道徳等の活動を通じまして、いじめはあってはなりませんし、犯罪でもあるとそういう指導を繰り返し行っておりますし、さらには、子ども同士で、どうすればいじめというものを防げるのか、またそういう行爲を見たときにどういう行動をとればいいのか、一人一人に考える時間を設けておりますし、またグループでその辺の議論を行わせるといったことで、他人事ではなく自分でもそういうことが起きるんだと、自分だったらどうするのかという本質の部分の授業の中で、今指導させていただいております、結果として、数字としては、平均よりは高かったかもしれませんが、繰り返しそういう授業活動を行いながら、いじめ防止、また意識啓発を高めながら進めておりますので、今後ともそれは継続してまいりたいと思っておりますのでございます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 今後も個々の能力、課題に応じて適切に御指導いただければ良いのかなと思っております。

実際に子どもたちは、教育は大事なもので、次世代の大空町を担っていただく方が将来たくさん出るように、できるだけ力を入れて適切に今後も御指導いただければと思っております。

学力テストの質問についてはこれで終了したいと思います。

続いて、データ放送について、質問したいと思います。

町長から適切にお答えいただいて、実際に札幌とかで排雪とか町長の方もUHBに確認してアンケートなどいろいろ市町村、試験的に始める中で行っていきたいということも丁寧にお答えいただいたと思っております。

災害に限ってもテレビの方で、道と関連して流せるということもお聞きしました。

最後になるのですが、この中で1点だけ、やはり、実際に各家庭に間違いなくあるというのはテレビなので、インターネット環境が整っていない高齢者の方も多いですし、まだ試験段階なので、すぐには言いませんけど、適切なもので必要だなというものでありました。

ぜひ積極的に検討いただきますよう考えていただきたいなと思います。
これで質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 私は常々情報の提供の手段というものは、一つに限らないと、そのように考えております。

何か一つだけがあると、それで完全に全ての方々に情報が伝わるかという、そうではないと思っております。

いろいろ輻輳した手段があつて、それを受け止める方がどの情報から入手をするかということが大切ではないかと思っております。

いろいろな手段があるということがより多くの人に適切な情報伝えることにつながるのではないかと、今回、御指摘をいただいたこのデータ放送というのものも、そういった視点から見ても、テレビを使って独自に個別の情報を入手できるというのは、今までにはなかったように思います。

これも、新しい時代の情報の提供のあり方ではないかと、そのように考えてございます。

そのことが私どもの情報発信をしていく中で重要なこととも受け止めてございます。

先ほど言いましたように、年が明けましたらいろいろな試験運用があります。その中で、私どもの町に合致するものか、良いものかどうかということをも十分見極めて、その内容なども議会の皆様にもお知らせをしながら、その導入についての検討については考えてまいりたいと、そのように思うところでございます。

今後の推移などについて情報提供もさせていただきますので、その中でまた御意見などもちょうだいできればありがたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時52分)

(再開 午前11時02分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

一般質問の通告をしていた5番、品田好博議員が本日欠席しておりますので、次

に、3番 原本哲己議員の一般質問を許します。

◇**原本議員** 改めておはようございます。

12月も押し迫り例年になく寒い日が続いています。昨年、一昨年と台風等の豪雨被害に見舞われましたが、今年は比較的安定した気候だったと思われます。

その中、一部地域で、9月末降雹があり、被害に遭われた方々に改めてお見舞い申し上げます。

さて、このような中、基幹産業の農業は比較的順調な生産に終わったと思います。

しかし、11月に町内の一部区域がジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除区域に指定され、その対策が進められています。

今回の指定に対し9月14日、対象区域に対し農林水産省から現地説明会がありました。

その中で、これからの作付制限、収穫物の移動制限等の説明を受け、大まかなことは理解でき、概ねその方向で進むことに同意をみました。

また、網走区域へ出作している農家は、昨年から同様の説明を受けています。

しかしこの秋に至り、一部9月14日の説明とは異なり、加工バレイショの移動が認められず、廃棄処分に至る結果が生じました。

また、このことは来年も同じ方向で進むという知らせが来ており、区域内でバレイショ以外の根物の野菜、また、網走地区へ出作をしている農家を含み、来年の営農計画樹立に大きな影響をもたらしてきています。

このことから今回、私は今までの経緯を確認しながら、この問題が大空町の農家にきちっと理解され、影響を受ける農家を少なくできるように、行政からの関わりを求めて、一般質問を行いたいと思います。

第1回目の質問に入ります。

1番目、今年11月に西倉区域は緊急防除区域に指定されました。その経緯について伺いたい。

また、区域全体の面積と実際に感染が確認された面積を伺いたい。

2点目、網走、東藻琴区域の農家でシロシストセンチュウに感染している畑は確認されているか伺いたい。

また、感染が確認されている網走市への出作の面積と、そのうち東藻琴の農家が耕作している畑で感染が確認しているかも伺いたい。

3点目、現在進めている対策と今後取る予定について、今伝えられる範囲で伺いたい。

以上3点を1回目の質問とし、町長に伺いたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇町 長 原本議員の一般質問に御答弁を申し上げてまいりたいと存じます。

ジャガイモシロシストセンチュウについてのことでございます。

西倉区域が緊急防除区域に指定された経緯、そして全体の面積と感染が確認された面積についてでございます。

ジャガイモシロシストセンチュウは、平成27年8月に網走市2区域において国内で初めて確認され、その後9区域でも確認されました。国は、この11区域について緊急防除区域に指定し、土壌消毒や対抗植物の植栽など緊急防除が実施されております。

本年3月、国の有識者会議において、指定区域に隣接する大空町東藻琴西倉区域、大進区域において土壌調査を実施することが決定されたところでございます。

調査はバレイショ生産履歴がある全ての圃場を対象に5月に実施され、東藻琴西倉区域の圃場でジャガイモシロシストセンチュウが確認されたとの報告を9月に受けたところでございます。

西倉区域につきましては、緊急防除区域として10月4日に告示され、平成29年11月3日から平成32年3月31日までの期間は、移動制限など緊急防除措置が講じられます。発生が確認された圃場は、来年春にトマト野生種など対抗植物を植えることとなります。

西倉区域では、地域全体の面積は789.6ヘクタールでございますが、126圃場346ヘクタールを調査いたしました。その結果、2圃場2.16ヘクタールでジャガイモシロシストセンチュウが確認されたところであります。

発生圃場は個人情報や風評被害の懸念から、国から公表されておりませんけれども、東藻琴区域の農家所有地で、確認されている圃場はございません。

網走市緊急防除区域へ東藻琴区域の農家で出作をされている方が数名いらっしゃいますが、この方々の圃場についても感染している圃場はないと承知しております。

次に、現在進められている対策と今後の予定でございます。

蔓延防止対策につきましては、法に基づき、国が主体となり防疫を実施していくこととなります。

町は、以前から組織しておりますジャガイモシロシストセンチュウ連絡協議会におきまして、現防止対策につきまして協議をいたしております。

周知啓発といたしまして、緊急防除区域内では、JAオホーツク網走が侵入防止、拡散防止のための看板を設置しております。また、指定区域以外では、町が町内各所に圃場への立入禁止看板を11月に設置させていただいたところであります。

また、町では、ポスターやチラシ、パンフレットを現在作成中でございます。

年が明けまして1月中旬にはポスターが、また2月末までにはパンフレットや町民向けのチラシなどができ上がってくる予定でおりますので、各施設へ配置すると

ともに、町民の方々、さらには地域以外の方、さらに外国人の方なども出入りする機会がありますので、そういった方々を含めて広く周知をしていく必要があると思っています。そのため、観光客向けのパンフレットなどにつきましては、日本語のほか、英語、中国語、韓国語で作成することといたしております。

発生圃場防除は、北海道が具体的に実施することとなっており、来年度は対抗植物であるハリナスビを作付する予定でございます。

また、JAオホーツク網走では、作業機械に付着した土壌を洗い流すための移動式洗浄機器の貸し出しを今後行なう予定となっております。

国に対しましては、早急な抵抗性品種の開発、そして蔓延防止対策、根絶に向けた緊急防除、私どもとしてもお願いをしているところでございます。

発生地域における蔓延防止対策はもちろんでございますが、周辺地域における侵入防止も必要と考えてございます。

現在はこの指定区域以外では、国の支援というものが受けられない、対策措置が講じられないということになっておりますが、周辺地域も含めて、対策が必要ではないかと考えておまして、こういった内容につきましては、国の支援を受けられるように要請をしているところでもございます。

町といたしましては、バレイショが継続して安定的に生産ができるように、農業者の皆さんの不安を解消できるように、自らの対策と、そして国道への要請に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後も各般から御指導賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 今、町長から答えていただきましたが、この問題は、重要病害虫の対策という大変難しい問題を抱えています。

その中で、今後のことについてなんですが、1回目の質問で述べたように、この西倉区域、それから網走の11地区を含めていろんな制限を設けています。

東藻琴高校も、確か今年馬鈴薯を廃棄処分をしたと思います。

また、野菜を作っている農家、根物野菜を作っている農家も、来年西倉、から回避して他の区域で何とか作ろうとしています。

また、私たちの所属する加工馬鈴薯組合も、この区域に26ヘクタールの作付面積を予定しているんですけども、そこを無理して輪作をずらしても13ヘクタールまでしか回避できないという事実があります。

このことを来年無理してやったとしても、再来年は、この影響で逆にもっといろんな面積の困難さがでてきます。

緊急防除区域、先ほど町長の回答の中で32年という括りでしたけれども、その

3 2年に解除されるという保証は何もないと思います。

農林水産省は、緊急防除をして、ハリナスビ、それから土壌洗浄、いろんなことをやった中で、次の検査をしてその時点で確認がされなかったら緊急防除を解除していけるのではないかという形をとっていると思います。

それで今回、私がこの一般質問をして言いたいことは、オホーツク網走農協で今、過去においてずっと圃場1枚について5カ所の土を採って、シストセンチウの検査をしてきました。

今回、農林水産省の検査は八歩幅法、約5メートルに1回所ずつ土を採って、畑全部の土を採った中の検査をしています。それでかなり精度は高い検査だと思っています。

その検査が既に27年8月に発生が確認されてから2年数カ月が経っている中で、先ほど町長が言った最後は大進区域、西倉区域だったんですけども、字区域の検査は終了しています。

検査によって、発生圃場の確認も特定されてきました。

今回のいろんな問題を考えると、もうその発生圃場が確認できている中で、さらにこの緊急防除区域を進めることによって、感染が確認されない畑、物理的にも環境的にも問題のない畑も、その感染区域に指定されたおかげで作付制限を受けています。

それらのことを何とか緊急防除区域から外していかないと、先ほど言った、ここで野菜を作ったり、加工馬鈴薯を作ったりしている農家が作付できないことが続いて、今後の営農に差し障りがあるようになると思うのです。

それで何とかその対策を町としても、働き掛けていただきたい。

これが今回の質問の意味なので、町長にその辺で、町としてどういうことを働き掛けていけるかをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 国は法に基づきまして発生圃場を含む大字を緊急防除区域として指定するという仕組みになっております。

そのために、今回、先ほど言いました限定的な圃場ではありますけれども、西倉区域全体が指定されたという状況でございます。

指定された期間は、平成32年3月末までということで、この期間内に対策が講じられまして、その発生が確認されて、その後確認されていなければ、指定解除となるわけでありまして、今議員が御指摘いただいたように、その保証というものとは確実なものではないと、そのように思っております。

そのため、指定された期間、区域内では作物によっては、検査が必要であったり、

発生圃場以外でも移動制限など、制約を受けるということで、地域の農業においては大きな影響を受けているのが実態でございます。

指定区域の見直し、指定のあり方ということについて、地元の考え方というものをしっかりとまとめていかなければならないと思っております。

この考え方は私どもの町だけではなくて、現在発生が確認されております網走市とともに、地元の意向ということで、まず考え方をまとめなければなりませんし、その考え方が、農業者団体やその他の業者の方々からも賛同いただける内容にしていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

しかし、今までは、そうやって広域でこのことを議論するという組織もございませんでした。

また、国からいろいろな情報が農家の方々に直接寄せられるというときもありましたけれども、場合によっては行政機関である私どもが承知しない中で、国から北海道もしくは国から直接JAや農業者の方々という今までの連絡体系などもあり、大変地元として混乱をしていたところもございます。

そのため、先月、私は北海道に出向いたときに、地元としてこういったものの情報を一元化して、そして地元の意向をしっかりと議論をしながら、さらにそのことを北海道や国に対して、また関係機関に伝えていく、そういう連絡組織、そういったものの創設が必要だと、そのことについて、ぜひ北海道のお力を借りたいと、そのことを申し伝えてきたところであります。

そういったことから、今般、オホーツク総合振興局におきまして、大空町や網走市を含めた行政機関、農業団体、試験研究機関、また関係機関の方々に構成いたします対策会議を29年12月27日に立ち上げるということで、初回の会議の連絡が参っているところでございます。

そういった機関の中で、情報の共有はもちろんでありますけれども、先ほど言いました蔓延防止の対策、そして今議員が御指摘をいただいたような指定区域の基準の見直しに係る地元の考え方、そういったものをしっかりと議論をしてまとめ上げると、そして、そのことを北海道なり国に発信をしていく、そういう努力をしていかなければならないのではないかと考えてございます。

今までは網走市での11件ということで、行政機関として直接、大空町として発言をしたり、行動を起こすということが難しい状況にありましたけれども、私どもの地域のこともなまってまいりました。

そのため、私ども行政といたしましても、このことは地域の農業者の方々、そして、各方面の方々のお力添えもいただきながら解決に向けて汗をかいてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

今言われました内容などについても、この会議の中で、議論をさせていただきながら、いろんな方の御意見をいただいて、地域の総意として、国に対して要請でき

るように努力をしてみたいと考えているところでございます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 どうも有難うございました。

最後にこの問題が迅速で安全に、そして農家経営への影響が少なくなる方向で進むことを願います。

もし、現状のままであるとしたら、これから何らかの対策もしていただかないと、農家経済、関連農家の経営が行き詰まってしまうので、何とか含みを持った中でお願いしたいと思います。

また、防除区域にある農家は、今回の重要病害虫対策の意味をきちんと理解していると思います。一日でも早く安全なところから指定区域解除が進むことを願い、また、町としても取り組んでいただくことをお願いして、今回の一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ありがとうございます。

この問題につきましては、いろいろな規制、制限というものが法律によって決められておりますけれども、その制限や制約といったものが、本質としては正しいかどうかという議論が一つあるかと思えます。

本当に大字をして指定するということの正確性と言いましょうか、正しいかどうか、先ほど言われたように精度の高い調査をやっているのであれば、もっと限定的な地域にすることということも、今の科学力の中では可能なのではないかと、そういうことも議論をして、また訴えていかなければならないと思います。

また、私はこの問題で難しいのは、単にその法律だとか、行政機関だけではなくて、農業者、農業団体とそれ以外の団体の方々、環境を含めたその他の産業の方々との相互の理解というものが重要ではないかと、そのように思っております。

また、同じ農業に携わるの方々においても、例えば農協というような組織があります。その農協間の意思疎通というものも大変重要になってくるかと思っております。

さらにもっと細かく言えば、同じ農協組織に加入する方々であっても、農業者同志の理解というものも必要ではないか、ある意味それは法律の規制や何かを超えたところで、理解が得られなければ物事が進まないということが過去においてもいろいろございました。そういうところの理解を進めるということも私ども側の役割ではないかなと思っております。

この問題につきましては、誰もと言いましょうか、誰かを被害者にして、特定を

して何かをするということではなく、地域全体が、また日本全体がこれに対する被害者でもあるというふうにも考えておりますし、また、1人の傍観者を作ってもいけないと、そのように思っております。

私は関係ないとか、私自身に火の粉が掛らなければということではなくて、地域全体、農業全体の問題として取り組んでいかなければならないのではないかと、そういう意識を醸成させていく、そのことにも大きなエネルギーを使っていかなければならないと、そのように考えるところでございます。

私どもだけの力では、なかなか微力ではありますがけれども、先ほど言いましたように、各関係機関や団体が相互に議論をする場というものができるといことであります。大勢の方々の理解をいただいた中で、この問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

ありがとうございました。

◇議 長 これにて原本哲己議員の一般質問を終了します。

次に、6番 松田信行議員の一般質問を許します。

◇松田議員 平成29年第4回大空町議会定例会において、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

早速1点目、地域福祉の推進の観点から質問をさせていただきたいと思います。

高齢化や障害などによって自家用車を運転できなくなり、自由に外出が出来なくなる人が増えて行く中で、生きがいなどを持って、自立した生活を送るための交通手段が必要とされる中で、持続可能な交通ネットシステムの構築が求められます。

そこで、質問項目1点目、高齢者等移動支援について伺います。

本町において、高齢者や要介護者、要支援者を含めます重度の心身障害のある方の外出機会の創出、生きがいづくり、買物などを支援するために福祉タクシー、外出支援タクシー、福祉有償運送、スクールバスの混乗、患者輸送バス等が実施されていますが、各事業のこれまでの利用状況及び事業評価について伺いたいと思います。

続いて質問項目2点目、大空町の新しい高校づくりについてお伺いします。

近年、少子化の影響に伴って、本町においても入学者の減少が続いています。

また、近隣の市町においても再編、統合、5間口の減、閉校という状況の中で、各高校においては、女子高校における男女共学や進学に向けての独自のカリキュラムの構築など、魅力ある高校づくりに取り組まれています。そこで、小項目1点目、新しい高校づくりについて、これまでの経過等、審議上の方針内容についての教育委員会の考え方及び今後のスケジュールと取り組みを伺います。

小項目2点目、町としてこれまでのふれあいトークでの意見や教育委員会の方針内容を踏まえ、新しい高校づくりについての考え方を伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問の高齢者等移動支援について御答弁を申し上げます。平成28年度の実績を説明させていただきたいと存じます。

福祉タクシー券の交付事業でございます。対象者は1,446人、交付人数は995人、交付率は68.8%、利用率につきましては、55.3%でございます。利用額、これは助成額でございますが、397万9,000円となっております。

次に、外出支援タクシー券交付事業でございます。

対象者は同じく1,446人、交付人数は993人、交付率は68.7%、利用率は22.4%、利用額につきましては、助成額であります。241万6,000円となっております。

福祉有償運送は、登録団体が4団体、実利用者は263人、運送延回数は1,394回でございます。

患者輸送バス運行事業は、運行日数が289日、利用者は1,282人でございますので、1日平均4.4人でございます。

スクールバスの混乗について、対象者は全町民でございますが、具体的な人数は把握しておりません。ただ聞き取りでは、1路線について1日1人から2人程度という状況でございます。

地域間バスでございます。運行日は241日、利用人員は239人ですので、1日当たり平均は1.0人です。月平均で19.9人となっております。

ただ、28年度の実績ではそうとなっておりますけれども、29年度は11月末現在で月平均で35.9人と、先ほどの19.9人からは大幅に増えております。

女満別中央病院への入院患者の見舞いに使われているという話も聞いておりますし、また、JR女満別駅まで乗車をされて、その後、北見市内の病院へ通院している方もいらっしゃるようでございます。

タクシー券の年代別交付状況を調べてみました。

75歳から79歳で66.7%、80歳から84歳は77.4%、85歳から89歳は79.7%、90歳以上は、56.9%でございます。

75歳から79歳の方は、運転する方も多いと思われれます。また、90歳以上は入院や施設入所、外出機会が少ないなどの理由により、交付率が低いものと思われれます。

交付を受けた方からの声を御紹介したいと思っておりますが、車の運転はできるんです

けれども、いつ使うかわからない。それであっても、冬季間の運転に自信が無いなど、そういった理由で万が一のためにと申請される方もいらっしゃるようでございます。

御自身で移動手段を確保されている、また、家族による送迎やスクールバス、患者輸送バス、地域間バスなど、さまざまな手段を使って、選ばれて御利用いただいている状況があるかと思っております。

町の移動支援というものは述べたとおりでございますけれども、このほか女満別中央病院が運行する患者輸送の送迎バスもございます。さらに、JRでありますとか路線バスなどもございます。

個人の方々がそれぞれ総合的、有機的に組み合わせていただけて活用をいただくと、そういった取り組みをしていただければ大変ありがたいと思っております。

以上、高齢者移動支援事業についての実績について御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 松田議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

新しい高校づくりにおける、これまでの経過と新しいビジョン、また今後のスケジュールも含めまして教育委員会の考え方について、御答弁を申し上げます。

まず最初に、これまでの経過についてでございますが、大空町の新しい高校づくりについては、町内の中学校及び高校のPTAや同窓会、振興協議会の役員の方々に構成されています。

大空町の高等学校教育を考える協議会を検討母体として、本町の高等学校教育のあるべき姿について議論を重ねてまいりました。

昨年11月に開催いたしました町民説明会において、新しい高校づくりの原案に対する御意見をいただき、本年2月に協議会において、町内に2校ある高校を発展的に1校に統合するとして新しい高校における7つの方針というものを導き出したところでございます。

その後3月に町民説明会を開催し、7つの方針について町民の皆様にご理解を求めたところでありますが、総合学科の内容や二つの校舎の活用における質問が寄せられるとともに、方針内容の詳細や目的が十分に浸透されていないといった面もあり、一部の町民の方々から不安な面があり、納得できないとの御意見があり、同意を得ることができませんでした。

そのような状況を踏まえ、教育委員会として慎重に進めるべきとの判断に立ち、意見を異にする方々と話し合いの場を持つことといたしました。

その後5月に、東藻琴高校を存続させる会が設立され、町長及び教育委員会宛に、東藻琴高校存続の要請書の提出があったところでございます。

一方、教育委員会の取り組みとして、新しい高校の7つの方針について町民の皆様に理解を深めていただくため、継続して町広報による周知や出前による説明会を開催してまいりました。

出前説明会の際にも自治会女性部や両区域自治会長の皆様などから、7つの方針の内容における疑問点などについて、御指摘をいただいたところでもございます。

そのような経過を踏まえまして、教育委員会として再検討が必要と考えて、7つの方針の範疇の中で論点整理や検証分析を行い、またそれぞれに考察を加えた上で、新しい高校のビジョンというものを新たに作成することといたしました。

ビジョンの作成に当たっては、道内先進地の高校へ赴き現場の先生方にお話を伺ったり、大学教授を初め私立高校の校長先生、国や北海道など多くの教育専門家のアドバイスもいただきました。

また、新しい大学入試制度改革への対応や高大接続を想定し東京農業大学との協議も並行して行ってきたところでございます。

さらに、町内の小中学校の保護者の皆様に対しアンケート調査を実施させていただきましたところ、本ビジョンについて高い関心を持っていただける、そのような結果となりました。

11月には全国で高校の魅力化プロジェクトに係わっておられる北陸大学藤岡教授による講演会を開催し、町民の皆様に全国の高校の先進的な取り組み事例や今後の大学入試制度改革の見通しなどについて、理解を深めていただく機会を設けたところでございます。

その後、12月に入りましてから新たな高校ビジョンの内容説明を目的とした、町内小中学校の保護者に対する説明会や町民説明会を開催させていただくとともに、東藻琴高校を存続させる会総会にも出席をさせていただき、詳細について説明をさせていただいたところでございます。

次に、新しい高校のビジョンの内容についてでございますが、新しいビジョンは、大空町の基幹産業である農業を基軸にした学校として学習と実践を繰り返し、本町の産業やさまざまな分野における担い手を育成する高校であることをコンセプトとしております。

新しい高校は、町立の全日制の総合学科として、系列数も先進事例に倣い、スタート時は1間口2系列程度に絞り込むこととしております。

校舎の活用方法については、極力生徒や教員に負担が掛からないことや、農業基軸とした教育を前提としてハウスや圃場、加工施設など農業施設の整った東藻琴校舎において主な授業を行い、女満別校舎では実践型の授業を展開することとしたところでございます。

特に、女満別校舎に関しては、新しい高校と東京農業大学との接続を視野に入れたことから、大学からの距離や施設規模の優位性から学生との共同研究や大学教授によるキャリア教育を実践するなど、今後の高校の教育に必要とされる実践型、かつ探求型の授業を行うことで、教育の質をさらに高め、充実したカリキュラムになることを想定したものとなっています。

また、全国でも実績のある高校魅力化プロジェクトの導入も検討しておりまして、公設塾や教育寮の設置によって、生徒の個別学力の向上やリーダーシップなどを育む教育を展開してまいりたいと思っております。

次に、教育委員会の考え方と今後のスケジュールについてでございますが、新しい高校づくりに当たっては、これまでさまざまな観点や視点から、町民の皆様に御意見をいただき、議論を重ねてまいりました。大空町に高校なくすべきではないといった町民の皆様の強い意向を教育委員会としてもしっかりと受け止めるとともに、大空町の子どもたちのため、将来不安を抱かせることのないよう、最高の教育環境を整えることが私どもに課せられた役割であると、再認識したところでございます。

先ほどの説明にありましたように、この度教育委員会として新しい高校づくりの7つの方針に加え、より具体的な新しい高校像を示した高校ビジョンというものを策定いたしました。今後予測不能な社会において、自らの力でたくましく未来を切り開いていける、新しい高校はそのような人材を育てられる高校になるものと確信しております。

保護者説明会の場面においても非常に高い関心を寄せていただくとともに、自身の子どもが新しい高校に入学できるよう早く進めて欲しいとの御意見もいただきました。

そのようなことから、新しい高校づくりは急務と考え、教育委員会として7つの方針及び高校ビジョンに基づく準備作業に今後邁進してまいりたいと、そのように考えてございます。

また、引き続き町広報やホームページでの高校ビジョンの周知や出前説明会なども開催しながら、さらに、町民の皆様に高校づくりの内容について、御理解いただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 新しい高校づくりについては、町の考え方ということで、私にも一般質問をいただきましたので、私の考え方などについて、御答弁をさせていただきたいと存じます。

高等学校再編という課題につきましては、早くから教育委員会に議論をお願いし

てきたところでありますけれども、具体化した、また、本格化したのは、平成27年からだったと思っております。

アンケート調査の実施でありますとか、町政懇談会での報告、高等学校教育を考える協議会での議論、教育委員皆さんによる協議、町民との懇談会・説明会・講演会など、教育委員会として今日までさまざまな取り組みを行い、協力や理解をいただく努力をされてきたものと思っております。

私の役割はさまざまな立場の考えや、より多くの町民からの意見を聞き、まちの将来を見据えて大空町にとってより良い選択ができるように、最終的に責任を持って判断をすることだと思っております。

12月11日、総合教育会議を開催いたしました。

その場におきまして、教育委員長より7つの方針と新ビジョンによる新しい高校づくりに対する支援についてお願いを受けたところでございます。また、今後も出前説明会や関係者との懇談など、町民の皆様にご丁寧にご説明していくと聞いてございます。

私といたしましては、それらを踏まえ、大空町や子どもたちにとって最良の選択肢を示してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 それでは、まず1点目の高齢者等の移動支援についてですけれども、先ほどこれまでの実績だとか、あとはその評価、聞かせていただきましたけれども、これについては、世代がどんどん変わっていてもこのニーズというのはもう途切れることはないと思います。

各市町村においても、うちの町はどういう形式が妥当なのかと、デマンドが良いのかと、いろいろ苦勞している中で、今現在うちの町においては、こういう各事業の中で取り進められております。

今回の質問、私の1番申し上げたいところは、これら多種多様な事業をいかに限られた財源の中で、効果的に進めていきたい、いただきたいと、そういう思いで質問させていただきました。

それで今現在、各事業の町民への周知の仕方を再度お伺いしたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 特に、福祉タクシー、外出支援タクシー、こういったものの使い方、さらには新しい制度でありますので、町民の方、まだまだ御存じない方がいらっしゃ

るかと思えます。

そんな中で、周知方法といたしましては、該当する対象者の方々に3月の下旬に直接文書、さらにはチラシなどで周知を行いまして、3月末からその申請の受け付け、また、交付を行ってございます。といいますのも新しい年度に入ってから、すぐそういったものを御利用いただけるようにという配慮からでございます。

交付の際に、福祉タクシーの使い方でありませうか、外出支援タクシーの使い方、それらについては説明をさせていただいているところでもあります。

また、御本人はもちろんでありますけれども、御家族の方々にもPRしなければなりませんので、ホームページでありますとか、さらには全戸配布しております生活安心ガイドブックに掲載をさせていただき、そのほか老人クラブなどの研修会などでも、そういったものの使い方について説明をさせていただいているところでもあります。

最近では、いろいろな使い方をされている方が多いようでもあります。

複数人で、その利用券を使ってタクシーを呼ぶとかそういうこともありますし、従来は駄目ですよと言っていたものを拡充して家族間で、お父さんとお母さん両方の交付を受けた中で、必ずしも9枚9枚ではなくて、お使いいただくのはお父さんが例えば10数枚使って、お母さんが何枚とか、家族間での相互利用ということも可能にございます。

さらに、福祉タクシー券と外出タクシー券、近距離でいいますと主に福祉タクシー券を使われ、遠距離では外出支援タクシーを使われるということでもありますけれども、外出支援タクシーの場合は初乗り運賃があります。

さらに、福祉タクシー券でありますと初乗り運賃を超えた分の料金が掛かるということで、この両方を併用して使われるという場合も増えているようでもあります。

それぞれの制度の内容をそれぞれの方々が了解をしながら、そういった多様な使い方、工夫もされながら御利用いただいているものと思っております。

そういった中で、そのようなことなどについても、この直接交付するときの説明の中に加えながら、より利便性の高い利用となるように努めてまいっているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 本当に、私も思うんですけれども、周知の方法として、窓口にて特にその福祉タクシー券、外出支援タクシー、交付のときにいらっしゃるでしょう。

その方については、この福祉タクシーと外出支援タクシーの説明はしている。この必要性は私は続けると思うんですけれども、もう一工夫、今町長の答弁がありましたけれども、もし仮に夏、冬、いろんな時期で可能であれば、そういったバスの混

乗やタクシー券だけでは足りないという声も当然出てくるんだと思います。

そのときにはやはり今言ったように、いろいろな手段を網羅させて網から抜けないような効率的な使い方、こういう福祉輸送、患者輸送もありますよ、バスも走らせてますよ、券が足りなかったら、自分の生活ベースに合った使い方っていうのも、今一度、これは窓口に来たときに、そういう使い方もあるんですよと、町長のおっしゃるとおりだと思います。

そういうことを徹底して周知に努めて欲しいと、そのことによってまた町民とのコミュニケーション、いろんなお話を聞かせてくれる場面もあるんだろうと思いますから、そういう機会はきちっと大事にして欲しいと思います。

それともう数年経っています。当初これを運行するときは、いろいろ試行運転だとか、アンケート調査なりをしての開始ということで、ここ数年経つとやっぱり先ほど言ったように利用者は年々変わってきます。

本当に利用者、対象者、この方々は、今のこの使い方について、どう思っているのか。

実際に使われる方は、私いろいろ地域を見て、数少ない機会ですけども、地域に行くと、足りないという人もいれば、十分だという人もいます。またその地域によって違う。

だからそういうことも含めて、今一度、利用者を対象にしたアンケートを実施し、より効率的な交通システムの構築に向けて、取り組んでいただきたい。そんなふうにご検討しておりますけれども、所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 トータルで説明するということの大切さというのは、御指摘のとおりかと思えます。

単にこの制度については、こうだ、別の制度はこうだではなくて、その相互利用、スクールバスもあれば福祉有償運送、福祉タクシーも外出支援タクシーもあって、患者輸送バスもある、路線バスやJRもある、さまざまなものをトータルとして提供して説明して、その中で御自分に合った、もしくはそれらを輻輳して御利用いただくということにつなげていく努力というのも、制度を設計している私ども町としての、提供する側としての役割ではないかと思っております。そういう説明ができるように努めてまいりたいと思っております。

また、その利用者のニーズ、確かに言われるように変わってきている部分もあるかと思えます。

この制度が例えば福祉タクシーで言いますと、女満別町時代の昭和63年にスタートをしております。今からおおよそ30年近く前になります。その時代、御高齢

の方々に車の免許を持っていらっしゃる方というのは今よりも少なかった時代ではないかと、そのように思います。

しかし、現在交付させていただいている方々の年齢層の中でも、多くの方が車の免許を持っていらっしゃる時代でもございます。

また一方で、公共交通機関は当時から見ると、随分と脆弱になってきている部分があるのではないかと、そのようにも考えております。

とりわけ、外出支援タクシーなどは、その制度をスタートさせるときに、デマンド交通の実証実験をやりながら、さらにアンケートもいただいて、現在の制度になっておりますけれども、福祉タクシーについては、私の記憶する限りでは、その利用者ニーズの把握というところで改めて集約をしたことがないように思っております。そういったものを中心に、実際に御利用されている方々の声というのも今後、取りまとめてみたいと思います。

あわせてそのことについて、さらにはその以外の交通体系について、いろいろな意見も出てくるのではないかと考えておりますので、そういうアンケート調査といましようか、需要のニーズ調査、そういったものをさせていただいた中で、今後こういった制度がより有効に町民の皆様に活用できるように努力をしてまいりたいと思います。

その節には、またいろいろな御指摘などをいただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 高齢者移動支援についての質問は終わりたいと思います。

◇議 長 松田信行議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 松田信行議員の一般質問を続けます。

6番 松田議員。

◇松田議員 休憩を挟みましたので、質問が重複したら御理解願いたいと思います。
新しい高校づくりについて、何点かお伺いしたいと思います。

今回、教育委員会が出しました7つの柱、それから新ビジョンこれを説明受けたところですけども、やはりここはやっぱり主眼として私は、子どもが行ってみたい、また地域が誇りに思える、そういう高校を狙っているんだろうなと、そんなふうに思っていますけども、それを踏まえて、もう一度再質問したいと思います。

このビジョン、の中身を見たときに、私は重要なポイントは二つあるんだろうなと思います。

その一つは、公設塾です。もう一つは、東京農業大学との連携、これが重点ポイントなのかと、私は理解しています。

そこで質問をさせていただきたいと思います。

教委委員会お願いします。今言いました新ビジョンの重点ポイントの公設塾、先ほど説明もありましたけど、もう少し具体的に、ここは重要なポイントとなると思いますので、公設塾の設置についての考え方をいま一度お伺いしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 お答えを申し上げたいと思います。

新しい高校づくりのビジョンは、7つの方針の踏み込んだ検証の反映と新しいタイプの教育への展望を示したものでございます。

そのビジョンの中に高校魅力化プロジェクトという項目がありますが、これは島根県隠岐島前高校をモデルとした、全国でも実績のあるプロジェクトの導入というものを検討することとしたものでございます。

この高校魅力化プロジェクトとは、学校と今言われました公設塾、また教育寮といった三つをリンクさせ、地域の魅力や課題を生徒が見出し、解決方法を考え実践する仕組みとなっているものでございます。

学校ではカリキュラム改革を行い、公設塾では個々の学力を向上させ、また、教育寮では協調性を養うことで、課題を見つけ解決する能力を育てるとともに、生徒は地域への理解を深め、地域の一員として活動する、活躍することの充実感や、また、達成感を得ることができるといったものでございます。

こうした取り組みは、全国各地で実績を伸ばしておりまして、道内では利尻高校や白糠高校、夕張高校でも導入を行っております。

とりわけ公設塾については、一人一人の習熟度と能力に合わせた、いわゆる進路実現のための学力向上対策という一つの柱と、もう一つは、自ら課題を発見し解決する能力、そういったものを講師などからの指導を受けながら力を蓄えていくと、社会で通用する力を卒業までに身に付けるといったところに公設塾の意味合いというものを持たせているところでございます。

大空町の新しい高校づくりにおけるこの魅力化プロジェクトの可能性については、

本町が今後取り組むこの高校のカリキュラムというものはゼロベースから検討していけるということ、さらには大空町には多くの町民の皆さんが応援して下さるといふ基盤があることだと思っています。

公設塾の設置については、今後、保護者から見れば、また、生徒たちから見れば、個別の学力を向上させるのに大きな効果をもたらすものであり、また新しい大学の入試制度への対応も可能になるのではないかという期待を皆さんから持っていただけるものではないかなというようにも考えております。

具体的なこの公設塾の内容の詰めにつきましては、財源的なものも含めまして、今後の準備段階の中で検討が進められていくということになっているところでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 この公設塾、今教育長の方から説明がありましたけれども、ここは多分目玉となると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、この7つの柱の中の開校に向けて、お伺いしたいと思うんですけども、平成33年ということですけども、それを目途とするならば、今29年ですから、もう残された時間は限られていますけども、冒頭、申し上げましたようにやっぱり地域の理解ということで考えれば、今後進める中で、町民の関わり方、これは専門的な分野で、有識者の中で進められると思うのですけれども、やっぱり、今後、町民の関わりを抜きにしては、なかなか難しい部分も、周知という部分、理解される部分考えたときに、そこの必要性が出てくるんだろうと思いますけど、教育長はどういうふうにお考えか、所見を伺いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 新しい高校の運営でありますとか、準備段階での住民の皆さんの参画といった視点での御質問ではなかったかなと思っています。

教育委員会としては、これまでの小・中学校の保護者のアンケート結果などを踏まえますと、非常に高い関心の割合というものをいただきましたし、また、さまざまな肯定的な意見や建設的な意見というものも保護者の皆さんや、あるいは町民説明会などでもいただけたと、そのように思っております。

今後、開校に向けた準備作業に当たっては、できるだけ早く着手していくことが重要ではないかなと、そのように思っておりますし、また先ほどの御答弁でも申し上げましたように引き続き、町広報などを通じて、町民の皆様にはビジョンの内容を

お伝えしていくとともに、年度内については出前説明会なども継続開催をしながら、一層の住民の皆さんの理解を深めていくよう努めていく所存でもございます。

また、これまで新しい高校の開校時期については、7つの方針の中で、平成32年を目途にしていたところでありますけれども、方針の再検証や新ビジョンの作成に時間を要したことや、今後、開校までに必要となる準備期間を考慮いたしますと、道教委との協議が前提とはなりますけれども、当初の方針を変更し、平成33年の開校を目途に準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、準備段階に進んだ際には、新しい高校における学校経営の住民参画や、生徒たちに対する大空町ならではの充実した高校生活のメニュー創設などのため、多くの地域の皆様や地元事業所などに係わっていただくとともに、支援をしていただける仕組みづくりというものも、あわせて取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 これまでも、ここに至るまで、先ほど説明の中にもありましたけれども、アンケートを含め、それから出前講座、講演、懇談会、数々開催されておりますけれども、ただやっぱりこの参加人数一つとっても、まだまだ、少ないような気がします。

今後に向けても今教育長が言ったように、住民との関わり、周知について努めていただきたいと申し上げて、教育委員会には積極的に取り組んでいただければと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今後の限られた時間かもしれませんが、積極的に住民の皆さんに、このビジョンの内容のすばらしさについて、ぜひ訴えかけていきたいと思っております。

少子化という大きな波が押し寄せる中、大事なものは守りつつ、新しいことや変えることは大胆にやっていかなければ、我が町に高校を残すことは難しいと思っております。

また、将来とも大空町の子どもたちに質の高い高等学校教育を残してあげることが、今いる私どもの責任でもあると、そのようにも思っております。

教育委員会として未来ある大空町の子どもたちのため、強い信念と覚悟をもって、全国に誇れる魅力ある高校づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願いをいたします。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 教育委員会に続きまして、今度はちょっと、町の方に質問を何点かさせていただきたいと思います。

私冒頭この再質問の前に、このポイントは公設塾、それから農大との連携ということをお願いさせていただきました。

そこで二つ目のポイントであります農大との連携について、町にお伺いしたいと思います。

これ平成28年でしたか、正式名称はちょっと定かではないんですけども、確か農大との連携協定なるものを結んでいたかのように思います。

それらを含めて、今回こういう教育の部分でも、農大との連携を出されたものですから、町として農大との連携、これについてお考えがあれば伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 東京農業大学とは、平成28年5月に包括連携協定というものを結んでございます。協定には地域活性化に寄与する人材育成も謳われております。

しかし、具体的な取り組みというところまでは、その時点では示されておませんでした。その後、私からは東京農大に出向きまして、町としての連携協定の具体的な案といたしまして、二つの提案をさせていただいたところであります。

その一つが、今回の新しい大空町としての高校と東京農業大学との連携、接続のあり方ということでございます。

女満別高等学校の校舎は、東京農業大学と車の時間距離で言いますと約10分程度の距離にあります。

そんな中で、大学と高校における協働の研究施設としての活用、そういったことをすることができないだろうか、今後はそういったことについて協議をしてまいりたいということで、東京農業大学幹部の方々とお話をさせていただいているところでございます。

もう1点がございますけれども、これは高校のこととも関わりますけれども、全体的なまちづくりにも係わってまいります。

これは住吉区域に503ヘクタールございます網走刑務所の作業所用地、この活用についてでございます。現在この用地につきましては、法務省が所管するものでございますが、法務省と協議の中で、地域と協働して開拓型のフィールドワークとして活用することができないだろうか。そんな検討を進めさせていただいております。

その中で東京農業大学のノウハウもいただきたいものと、こういったことの御提案もさせていただいているところでございます。

大学と行政と言われている私ども行政機関、さらに、町民の方、そして高校や民間の企業の方々、そういったものも加わって、住吉の現在の刑務所作業所用地、この活用を図って行く、お互いにそういったことで協働することによって、新たな地域活性化の展望が広がるのではないかと考えております。

新しい高校づくりにおける東京農業大学との高大接続という考え方、そして高等学校の教育の充実、さらには地域の活性化、もう一つ言えば地方創生ということで、この東京農業大学との包括連携を一つの基軸としながら、私どもの町の可能性というものを広げてまいりたい。そこに可能性があるものと信じているところでございます。

そんな中で、今回の高等学校の問題も含めながら、さまざまな御協議をさせていただこうと考えているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 町としての東京農大との連携、町長の思いは聞かせていただきました。

次に、高校は町に存続する今、地方まちづくりという言葉が町の方から出ましたけれども、具体的に高校がまちづくりにもたらす社会的効果、今ちょっと触れましたけど、あわせて経済的効果はどういうふうに捉えているのか、町長の所見をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 大空町におきましては、議会の皆さんの発議によりまして、昨年、「大空に人・花・心育むまち」というまちづくりの普遍的な理念をまちづくり宣言という形でしてくださいました。

その中の人というものは、教育を指すものでございます。

そのように考えますと、大空町の教育の充実、これはまちづくりの中の普遍的な理念でありますので、切り離して考えることはできないものと、そのように受け止めております。

私の考え方でございますけれども、その教育の町として本来であれば、幼少期、そして小学校・中学校・高校、さらには大学まで含めて一貫してこの大空町で提供したいというのが私の夢でございますけれども、正直、大学までというのは、なかなか難しいと、そのようにも受け止めてございます。

そんな中で、地域の近くあります東京農業大学との高大接続というこの手法、こ

れが先ほど述べた地方創生などの取り組みも加えながら、行っていくことによって、教育のまちづくり、この充実というものが図られるものと、それが結果的に大空町の普遍的まちづくりの理念である人づくりにつながって、人を育むことにつながって、まちづくりにつながるものと、そのように考えているところでございます。

そのことによって地域の中に大きな課題となっている地域の人材をしっかりと確保する、そういうことにつながっていくのではないかと、そのように考えているところであります。

具体的な経済的な効果ということについては、試算したことはございません。

ただ、実際にそこで若いエネルギーがこの町において躍動するということは、当然様々な動きが出てくるわけでもございまして、当然、経済的な活動にもつながるものと、しかし、私はそれ以上にそのエネルギーが地域の中に、若いエネルギーが地域の中にあるということが大切であると、それがまちづくりの大きなエネルギーにつながるという確信を持って取り組んでいるところでございます。

今回、教育委員会が掲げております新しい高校の理念、考え方、ビジョンといったもの、私は教育の町として、新しいこの地域の人材をつくる、それがこの町の未来をつくるものと、その方向というものが全ての町民の方々、子どもたちのためではもちろんありますけれども、一方では全ての方々がその高校を、そしてそこに通う生徒たちを応援できるような、そういう形というものが望ましいと、それをぜひ目指してみたいものだと考えているところであります。

そういった中で、大勢の皆さんに御理解を賜りたい、また御協力をいただきたいと、そのように願っているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 町としての、それから町長としての高校のあり方、考え方というのは、今の答弁をいただきまして、理解させていただきました。

私も、一町民の1人と、こういう言い方が適当ではないかもしれませんが、町の将来を考える、そんな視点に立つと高校の存続、これは必要だと思います。

そのためにも、先ほど冒頭申し上げましたけども、子どもが行ってみたいなど、そういう高校づくり、それから地域が応援したい、そういう高校づくり、そういうものをぜひ目指していただきたいものだと申し上げたいと思います。

そこで最後です。先ほど教育委員会の方の説明の中で、この進め方については、7本の柱として、平成33年を目途ということですが、これについて教育委員会は緊急、直近の課題だという教育長の言葉がありました。

そして、考える会の方の意見としても早く進めて欲しいと、そういった意見を踏まえて、先ほど町長の答弁中に皆さんの意見を聞きながらというスタンスは十分理

解できます。

ただ、やっぱりこれは可能な限り早期に実現に向けて町の判断というのも当然問われるべきだと思います。

現在、差し支えない程度で構いませんから、町長の考えを聞かせていただきまして、最後の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 今、具体的な日程を細かく考えて公表するということまでには至っておりません。

ただ、私残された任期も限られております。

そういったことなども十分勘案して、さらには町民の方々の意見が、例えば昨年のように非常に割れていろいろな議論が出てくるのか、それとも、いろいろ議論はある中であっても一つの方向性に向かって行くのかというところを今、確かめさせていただいているところであります。

先ほど教育委員会は、年度内いろいろな機会を捉えて、説明を一生懸命頑張っやりますという答弁だったかと思えますけれども、私もあわせながら町政懇談会を開催してございます。

当然その項目の中においても、この項目を説明をさせていただいたり、また、そのことに対して町民の方々から御意見を頂戴しているところがあります。

私といたしましては、町政懇談会が一区切りつくのが1月の末、2月の初め位まで、去年の例で言いますと掛かっております。その中での御意見、私としてもしっかりと受け止めながら判断をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。

次に7番 齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 今年も残り10日程になりましたが、来年も平穏無事を願うところであります。

平成29年第4回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

大項目として1点目、指定管理者制度についてです。

(1) 本町の指定管理者制度については、平成18年度に関係条例、規則などが整備され、同年9月から本格的な導入が進められ、今年度で11年となります。

制度導入施設も2期目、3期目、4期目と更新を重ねている中で、各施設の指定

管理者または施設所管課、あるいは総務課において把握している課題や問題点、改善点。

(2) 指定管理者の経営面、人材確保、人件費、モニターリングの結果の公表など今後の展望について伺いたいと思います。

大項目の2点目、空港の民営化について、北海道は道内の13空港のネットワークを充実・強化するため、北海道空港振興基金を創設する方針との新聞報道がありました。現状の進捗状況について伺いたいと思います。

以上、町長に答弁お願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員からは、2点にわたり一般質問を頂戴いたしました。

1点目の指定管理者制度についてでございます。

指定管理者制度は、公の施設を民間の事業者を指定して管理を行わせることができる制度でございまして、平成18年から制度を導入し、現在、19施設で適用をいたしております。民間事業者が有するノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や効率的な運営を図ることを目的としております。

指定期間につきましては、指針に基づき原則として3年から5年の期間としておりますけれども、実態を踏まえ、別途期間を定める場合もございまして。

公募を基本とするものの施設の特性を考慮し、公募によらないこともできることとしております。

候補者の選定は、選定委員会を別途組織し、施設を実際に利用する方の意見もお聞きして行っております。

施設を適正に管理するのみではなく、効率的な運営や利用者の満足度をいかに上げていくかが課題と考えております。そのためには、施設管理や事業の運営を一方的に任せるのではなく、町と指定管理者がそれぞれの役割を担い、連携して対応することが必要かと思っております。

もう一つは、施設を所管する各部署が業務の内容、計画の進捗を把握し、適正な履行を指導していかなければならないものとも思っております。

さらに、利用者の声をどのように共有して取り込むか、それが大切であると考えているところでございます。

事業者を選定に当たり、経営状況等も評価項目の一つとしてございます。

職員体制、労働環境、財務状況などが適正であり、安定的に管理運営できるかを審査基準としております。

指定管理料につきましては、業務仕様を踏まえ、別途設定している雇用単価などを基準として経費を積算してございます。

25年度からモニタリングを試験的に実施いたしました。そして、今年度から制度化をして運用を開始してございます。単年度の実績評価に加え、制度の趣旨に鑑み複数年の指定期間を通して総合的に評価する手法も取り入れたところでございます。これは次の指定期間の業者選定の一助とするために導入したものでございます。

結果につきましては、ホームページにおいて、ランク別に施設数を公表するなどとしておるところでございます。

導入から10年以上が経過しております。一定の成果は得ていると認識しておりますけれども、利用者のニーズ、また反響は常に変化してございます。それらの状況の把握に努め利用者の利便性を一層高めて行く、そういった施策につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、空港の民間委託についてでございます。

道内の7空港の一体的な民間委託は、本年7月、制度設計の基本的な案であります基本スキーム案が示されました。

その後、民間事業者から幅広く意見を募集するマーケットサウンディングが実施されました。

これらを基に年が明けました2月から3月に掛けて、具体的な制度の内容を記載した実施方針、募集要領が公表される予定でございます。

全体的なスケジュールといたしましては、来年の7月から翌年31年6月頃に掛けて受託する優先交渉権者の選定が行われます。

そして、31年10月には実施契約の締結、32年1月頃からビル施設の事業が開始され、32年度から民間事業者による空港の運営がスタートする予定となっております。ただ、運営の開始につきましては、7空港がございまして、各空港を段階的に行うことも検討されているようでございます。

女満別空港ビルの株式について説明を申し上げたいと思います。

法律の規定により、来年公表されます実施方針にビル施設の譲渡方法が記載されることとなります。

空港ビル会社の株式は、本来は選定される運営権者譲渡されるということになるわけですが、選定期間は、昭和31年6月頃になります。

実施方針の公表時期には、まだ決まっていないという状況がございます。このための措置といたしまして、公表前までに空港の管理者である北海道と空港ビル会社の株主である私ども大空町との間で株式譲渡予約契約を締結することとなっており、現在協議中でございます。実際の株式の譲渡は、運営権者が決まりまして、その後となりますので、平成31年度となる予定でございます。

女満別空港ビル株式の株価につきましては、本年10月に北海道から提示がありましたけれども、募集要項において公表されるということになっているため、現時点では非公表の扱いとなっております。

一方で、千歳空港ビル会社に係る株式売買等が新聞報道されておりました。これは、今述べました女満別空港に係るものと別の理由によるものでございます。

ビル施設の事業者が自ら、先ほど言いました空港運営権者として、公募に参加すると、このような場合については、公平性、透明性を確保する観点から関係地方自治体と資本関係の解消が要件となっております。

千歳空港ビルを管理する管理会社は、運営権者として公募に参加する意向があるということでもありますから、出資者である北海道が保有するこの会社の株式の売却をすることとしたもので、その株価などが報道されたわけでございます。そして、北海道はその売却収入などについて新たに基金を設けて、道内航空ネットワークの充実強化に資する事業で活用するという内容を検討しているという内容でございます。

以上、状況について御説明申し上げ、答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 まず、指定管理者制度の再質問させていただきますけども、町内19施設ということなんですけれども、それぞれ施設管理、もちろん内容も違うと思うんですけども、はっきり言って、もともとあった公共施設が指定管理者に移すというその経過、なぜ指定管理の方がいいのか、その辺直営でやるのと指定管理とどの辺がどう違うのか、再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 これは導入したときは、私が町長になってからでございます。

その中で新しい制度として出てまいりました。

私が考えておりますその指定管理者制度の良い点、これについて述べさせていただきます。

一つは、役場が全て直接的に管理することではないということで、例えば電球の球一つ切れた、それを役場の予算で買って、それを設置するということに対する時間的なロス、そういったものが民間事業者の方々がやっていることで、迅速に取り扱うことができるのではないかと。

さらに、自主事業などの取り組みについても、規定されておまして、そういうこともできるということであれば民間の事業者、管理を行う指定管理者、事業者がその施設を活用して、今まで行政が取り組んでこなかったさまざまな事業にも取り組むことができるということでもあります。

また、従来の業務委託でありますと、毎年度、予算によりまして契約を行うとい

うことでありますけれども、これが先ほど言いましたように3年から5年という複数年契約になる。そのことによって裁量権が広がったり、また、職員の採用をある程度長期的な視野に立って雇用することができるということがございます。

さらには、今までの業務委託でありますと、予算について議会にお諮りをして決定をいただきますけれども、どこの事業者にどのような形で委託をするかということは、私ども行政だけに課せられておりましたけれども、指定管理者についてはその内容をつまびらかにして議会の皆さんの審査もいただいて、透明性の高い中で委託をして、指定管理としての管理を行っていくということにもなります。

さらには、利用者の町民の声という形でモニタリング制度なども導入することとされておりましたので、町民の方々の意見を反映するという点についても、この制度の方が、さらに進んだ制度であると、そのように考えてこの制度をある程度の施設については導入することとしたところでございます。

ただ、大きな都市と違いまして、それを請負っていただける民間の事業者には限りがございますので、そんな中で、施設によっては、今言った十分な効果ところに至らないものも出てきている部分があるかと思っているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 はい、町長からメリット、成果という形でお聞きしました。

逆に町長が見て、この施設に対しての問題点、デメリットって言うのでしょうか。それは何か気付いた点ありますか。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど言いましたように制度としてはありますけれども、私どものような地域では、結果的にそこを担っていただける事業者の方々が限られてくるという中では、十分な本来制度としてある競争が行われているところが少ない状況にあると、そういったことがあるのではないかと考えております。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 町内に19施設あるんですけども、広く1番自分に対しても言われているのは、やっぱりはっきり言って、人件費のことなんですけども、当然、施設管理している中には、人件費も入った価格で算定されているんだと思います。

その中でやっぱり、はっきりと施設によって使用料とか利用料というのは、それは自分たちが決められないところだと思うんですけども、それは公で決めて、だか

らそれをもっと収入を上げるというのは、もっと利用者を増やすとか、そういう形でしか収入は得られないのかなと思っております。

その中で、やっぱりはっきりと一番の指定管理のメリットは、コスト削減だっていうのがメインだと思うんですけども、その中でやっぱり職員に対してもコスト削減なのかなという気もするんですけども、その辺、あくまでもそれは指定管理者がやることなので、公がそこまで口出せるかどうかわからないんですけども、やっぱりちょっと低いんじゃないかなっていう気がします。その辺どうでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほども言いましたように世間一般的には、コストが削減、民間のノウハウを入れてコストが削減されと言いましたけれども、私どものようなところの地域の民間事業者の方々、それほど体力のある事業形態ではないと、そこは認識しておりますので、私は議会の中で一つも、1回もコストの削減を目的として、これを導入したという話をしたことはないつもりでございます。

ですので、当然事業者とすれば、いろんなところで節約できるところは節約いたしますけれども、それも私は限りがあると思っておりますので、民間の方々のノウハウを使ってプラスの部分伸ばしてもらいたいということのお願いはしたことはありますけれども、マイナスでコスト削減をして欲しいと、そのことは1回も言ったことはないと思います。

当然、予算ですから、見直さなければなりません。それは町がいろいろなところを管理していくものも、直接管理するものも見直しているものはあります。

それと同じレベルで、その民間の方々をお願いすることはありますけれども、民間だから、もっともっと安くできるでしょうというようなお話をしたことはありませんし、また、今までの制度の見直しの中で、例えば経費なども見ているところはございます。

また、収入が増えたからといってその部分を返還させていただくというようなことは、特別なことがない限りありません。そうやって考えると、コストを削減を求めて指定管理者制度を導入したということについては、考えを皆さん方もぜひ改めていただきたい。

そのことは答弁の中でも1回も言ったことがないはずでございます。ぜひそのところは御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 ちょっとニュアンスが違ったようなので、先ほど町長の答弁だけれど、

利用者の満足度という言葉があったのですけども、自分では、逆にその職員の満足度というのも気にしてるとこなんですけども、その中でどうしても言われるのは、やっぱりあくまでも比べるのは、役場の職員と比べるようになるんですけども、その中で実際役場の職員と比べたらどの程度の賃金なのかというのが一番気になる所なんですけど、そういう形での答弁はどうですか。

◇議 長 町長。

◇町 長 どの事業者がそのようなお話をされているのか、もし差し支えなければ具体的にお話をいただければ、もっと具体的な話ができるのではないかと考えておりますけれども、正直言います、役場の職員との内容について比較をされるといって大変難しいことになってまいります。

例えば施設の管理をされている管理人の方々、役場のどの部署のこういった職種の職員と比べれば良いかということもございます。ですので、確かに役場の職員から見れば給料というものは、人件費というものは、それは低いと、そのように認識をしておりますけれども、だからこそ、いろいろなやりくりの中で、経費などもありますので、こういった方々の給料体系をどのようにしていくかということについては、請負った民間の事業者の方々がそれぞれ知恵をまず出していただかなければならないと思います。

過去に指定管理で請負っているところの代表者の方々から人件費を上げてほしいと、そういう要望をいただきました。しかし、私どもは考え得る人件費を積算しているわけですので、それをどのようにその人たちに配分をするかということまで私どもが全部を指導するわけにはまいりませんし、さらにそういう努力をさせていただいているのかどうか。そのことについても、私どもは説明を受けていることはございません。

ただ、昨年度は給料の見直しをしたいということで、ある民間事業者の方々から、それに対する支援の要請を受けました。ですので、給与体系をしっかりと作るということのための支援などもさせていただいているところであります。

そこがどのような形になるか見えない中で、ただ単に役場の職員と比較して低いから上げてくれということだけでは、それは町が直営でやったって同じ意味になってしまうのではないかと、そのように感じております。

ですので、いろいろな職種がある中で、どのような給料体系を作るか、まずは民間の事業者がその形を示した中で、どれだけの経営コストが掛かるかということ、私どもに伝えていただかなければならない。そのところが、まだ無い中でのお話、一方的なお話では、なかなか御相談に乗って、結論づけるわけにはいかないと、そのように考えているところであります。

一方で、役場が直接雇用している臨時職員でありますとか、嘱託職員、そういったものについては、地方公務員法のいろいろな制約がございますけれども、その中でも国の動向などを察知して、私どもは私どもとしてさまざまな改革を取り組みをさせていただいているところであります。

ぜひ、民間の事業者の方においても難しいとは存じますけれども、人事面、採用面、そういったところも含めてお考えをいただいた中で、十分な協議をさせていただきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 先ほど町長の答弁の中で、メリットということで、いろんな備品も揃えである、もう一つは実質的に事業もできることも言われたと思うんですけども、19施設ある中で本当に自らいろんなイベントをしたり、いろんな行事をしたり、本当に頑張っている施設もあります。

その中でやっぱり一番思うのは、やればできるんだなと思うんですけども、そういうきっかけ、やっぱり頭になる人なのかなと思いますけども、どうしても今、自分が思うのはやっぱり比べると、もともと役場の職員の給料のことに戻るのでんですけども、やっぱり基本給自体がもともと違って、その中でまた手当も違って、どうしてもなかなか子育て世代の職員については、厳しいのかなという気がします。

ほかの近隣の町村、また、前回も違った形でお話ししましたが、大空町、去年から給食費も無料になって医療費も中学生までということで、本当に近隣からも、若いお母さん方々からも喜ばれております。

その中で、一番言われるのは、地元企業がない、働くところがない。せっかくある19施設、働く所はいっぱい有ると思うんですけども、それでもある程度の賃金なりをもらわないと子育て世代は大変なのかなと思います。

その中で再度お聞きしますけども、今、町長は結果を見てからっていう形だったんですけども、今のところ、公としては賃金面だけ見て給料ということの考えはないということでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 子育て世代とか、例えば子どもさんが多いとか、確かに心情的には分かる部分もございます。

ただ、それを制度として運用していくのが管理者としての責任だと、制度を作っていくということなんですけども、今、言われているいろいろなところから多分言われるであろう、そういうところにおきましては、その制度をまだ十分活用し切れ

ていないというか、その考え方を整理できていないと、その中で人件費だけを例えば増額して指定管理料に上乗せをする。どんな使い方されるんでしょうか。それすらわからない。その中で議会の皆さんは、そのことについて、良しとしてくださるんでしょうか。私はそうではないと思っております。

ですから、平成29年度はある指定管理のところからそういった給与の見直しについて行いたい、また、自分のところだけの作業ではこれなかなか大変で委託業務をも含めて取り組んでみたい、ですから町はそこにも応援をしてお金を支援をしているわけでございます。

そんな中で、早くそういった形をきちっと作り上げてもらう。昨日、今日始まったわけではありません。

私が女満別町長時代からこの問題については、そのときのいろいろな指定管理や業務委託をしている関係の皆さん方をお願いをしまりました。

また、先ほど言ったように、そちらに一方的にお願いするだけではなくて、町の関係する部署にも働き掛けを行って、そして一緒になって共同作業でそういったものを作り上げていくようにということの指示も何回となくしてございますけれども、正直言って、その改善は十数年経ってもほとんどなされていないということでございます。私もじくじたる思いがございます。

そういったものをしっかりとまずつくっていただきながら、そのことに対する町として、その体制というものを導いていかなければ、ただ単に人件費だけを上げましたと言ったとしても、どのようにそれが配分されて、渡っていくのかということについての見通しがなければ、上げるわけには私はまいらないと思っております。

一部、先ほど言いました機関などについては、こういう取り組みを今年度行っておりますので、結果、どういう形ができてくるか、そこのところをしっかりと確認をさせていただいた中で、考えてまいりたいということでございます。

ただ漠然と心情的にはわからないではありませんけれども、低いから上げてくれということだけでは、私どもとすれば難しいとしか今のところではお答えができないということでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の答弁で十分わかったところでもあります。

別な角度から3年、5年の経過が経ちますと途中で試験的とおっしゃいましたけれど、モニタリング、議会に対しましては公表されておりますけれども、自治基本条例の絡みで、住民に対しての公表というのは考えていないのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町長 議会にも説明をさせていただいておりますけれども、この内容については、ホームページで掲載をさせていただいているところであります。

また、評価をするメンバーの方々の中には、実際に御利用いただいている両区域の自治会連合会の方々、自治会女性部連絡協議会の方、社会福祉協議会の方、文化団体協議会の方、体育協会の方、青年団体協議会の方、その7団体から10名の方を御推薦いただいて、それぞれ二つのブロックに分けて文教施設とそれ以外の施設ということでもありますけれども5人ずつに分けて、その中でこの評価ということについても、お願いをしているということでございます。

そういう意味では町民の皆さんの意見も含めて、ある意味、公表しているというような言い方にもなろうかと思っておりますけれども、そういう中で町民の皆さんにもお知らせをしているという状況でございます。

◇議長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 指定管理の方は、以上で終わりたいと思います。

次、空港の民営化です。

この空港の民営化については、6月定例会で同僚議員の方で一般質問したことがありました。昨今、女満別空港に対しても、いろんな形で新聞にも載るようになりました。

この中で先ほど町長の答弁にもありましたけれども、一番思ったのは、女満別空港ビルのことはいろいろと聞いておりますけれども、空港ビルが一度買い上げみたいな形になると聞いておりますけれども、そこにあるテナントとは、一切白紙になるということではないんですね。

◇議長 町長。

◇町長 テナントなどにつきましては、新しい運営権者、会社と契約することになるかと思っております。

◇議長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 同じようなことなんですけれども、あそこの駐車場の管理、また空港消防の管理、それは産業開発公社の職員なんですけれども、それも同じことではないんですか。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい、それについても同じことになります。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 まだこれからの問題で、経過をいろいろと見ていきたいと思うんですけども、先ほど町長の行政報告の中にもありましたけどもLCC、ピーチですけども、自分も女満別空港から期待していたところでありました。ちょっとがっかりした面もあるんですけども、今後また継続して、いろんな話し合いができるのかなと思います。

その中でやっぱりせつかく地元空港があつて、本当に頻繁には行けないですけども、安い形で行けるとというのは、やっぱり町民にとってもメリットがあるかなつていう気がします。

その中で今盛んに合宿やいろんな形で遠くからも来ておりますけども、それでもやっぱり普通の空港会社を使うよりはLCC、そういう形が安いのかなと思いますけれども、そういう形で先程ピーチについて釧路空港になりましたけども、今後そういう形で、他のLCCでもいいんですけども、継続ということは考えておられるのか。

◇議 長 町長。

◇町 長 今、御質問いただいた関係は、航空事業者としてその飛行機を飛ばす側の関係についてのお尋ねかと思えます。

本来、一般質問のところではいただいているのは、民間委託ということで空港ビルや空港の滑走路の方の委託化ということなので、直接的にそのLCCなり、現在でいうところのフルコストキャリアと言われている日本航空さんでありますとか、その既存の全日空さんだとかということとの路線のこととは、直接的には結びつかないかなと思っておりますけれども、私どもは民間委託になることによって、上下一体になるということで、さらにその地上側からそういうものの誘致をすることにも力を発揮できるのではないかと、さらに地元と、そういう運営権者とのことにも力を発揮できるのではないかと、協力によっていろいろな航空路線を誘致していこうということでございます。

先ほど、行政報告の中ではピーチアビエーションの動向について、お話をさせていただきました。

予てから誘致交渉を行ってくる中で、北海道の東側の空港1カ所だけに就航する

ということは毛頭考えていない。

ただ、順番とすればLCCという業務形態の会社であるために、一度に複数空港に就航するというのは難しいので、今回は、まず釧路空港に就航をしたい。

しかし、私が記者会見の席に同席したということも含めて、東北北海道の空港に今後も翼を延ばす考え方を持っているということですので、このピーチアビエーションのその次なる展開、次はぜひ女満別空港への就航を目指して努力をしてまいりたい、そのときに、この運営権者がそれまでに決まっているか、その前段で私どもは誘致したいと思っておりますけれども、もしそこまで叶わなければ、この民間委託化でなる新しいその運営権者の方々と力を合わせて、誘致をするということにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 ちょっと言い方がそれてしまったんであれなんですけども、この民営化することによって、新規路線就航誘致とか、そういう形で説明してくれたら良かったんですけども、空港のその中で事業促進とか、また整備の更新とか、そういう形は前向きにやるということで民営化になれば、それはよろしいですね。

◇議 長 町長。

◇町 長 行政報告でも一端触れましたけれども、11月30日に北海道に対しまして女満別空港整備利用促進協議会、私は会長を仰せつかっておりますので、私とさらには会長代行であります網走市の市長、さらには空港ビル会社の社長さんと3人で、この民間委託に係わる要請に参っております。

その中で、民間委託後においても、先ほど御心配いただいたことかと思いますが、地域の雇用や地元企業の関わりが継続して行われるなど、地域の意向をしっかりと反映させる仕組みとして構築して欲しいと、さらには売却されるさまざまな収入、売却で得られる収入、そういった財源を地域や空港の活性化を図る政策に傾注して欲しい、注ぎ込んで欲しいということ、そういったことをお願いしてきたところでございます。

その後の例えば空港の整備などにつきましても、北海道も関わりながら、しっかりとその整備が進められるというところをお願いをしたいということで、要請活動を行ってきたところでございます。

新しい空港の体系の中で、その空港の活性化、それが地域の活性化につながるような取り組みを私どもはもちろんでありますけれども、地域の皆さん方、他の自治体や関係の方々とともに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

路線の誘致などについても積極的に民間委託後でなくても、今から努力をしてみたいと考えているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の町長の答弁で、それでよろしいんですけども、本当にこれで最後になりますけども、せっかく地元にある空港、その中でまちづくりも踏まえて、ぜひ町民が気安く飛行機で、JRの問題もありますけども、そういう形で先ほど同じことなんですけども、利用し易い空港にしていきたい。

それが要望でもあり意見でもあります。以上で終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 合宿の誘致を進めておりますけれども、そういった関係者の方々からは、今回のピーチアビエーション、女満別空港乗り入れが叶わなかったこと残念でありますけれども、将来としてその可能性が広がったと、そういう中では大空町まで、もっともっと行きやすくなりそうですねと、そんな声もいただいております。

そういった声をまた一つの励みにしながら、さまざまな航空路線の誘致に努力をしてみたいと思っているところであります。

私どもの町にある折角の大きな社会資本、財産でありますので、これを地域の活性化に結び付けていけるように今後も努力をしてみたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時02分)

(再開 午後02時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 一般質問を続けます。

次に、11番 深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 平成29年度第4回定例会、最後の一般質問をさせていただきます。

しばらくぶりの一般質問でございますので、非常に緊張しておりますが、大項目

といたしまして、大空町の将来像とまちづくりについてお伺いをしたいと思います。

合併10年を過ぎまして、これから今後の両区域のバランスのとれたまちづくりの考え方についてお伺いをしたいと思います。

まちづくりという大変幅の広い質問でありますので、前出議員の質問と重複をしたら、御容赦を願いたいと思います。

また、大空町として知名度が低いと言われておりますけれども、今後の考え方についてお伺いをしたいと思います。

最後になりますが、今期の町長としての評価、そしてまた、次期に向けた考え方をお伺いをしたいと思います。

以上3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

大空町となり来年の3月で12年となります。

まちづくりにつきましては、新町建設計画を踏まえた第1次総合計画を策定し対話と協働のまちづくりを実践してまいりました。

平成23年には5周年を記念した町民舞台大空の四季、平成27年には10年を記念した町民運動会やたすきりレー千人プロジェクトなど、町民の一体感の醸成にも取り組んでまいったところでございます。

平成28年度からは第2次総合計画がスタートをいたしました。

計画策定に向けて行いました町民アンケートの住み良さに関する評価というものを今後さらに高めていくことが大きな目標と、そのように受け止めております。

第1次の総合計画策定時、平成18年に行いましたアンケートでは、住みよい、どちらかといえば住み良いことについて肯定的に捉えてくださった方が69.5%でございました。

平成26年、第2次総合計画策定時に行いました同様のアンケート結果では80.7%と上がっていたところでございます。さらに、これを高めてまいりたいと考えているところでございます。

各種施設の整備、この間行ってまいったわけでありましてけれども、大空町の発展を考え適宜、優先度合いを考慮して、必要な時期に必要なものを必要な場所にといいことで整備を進めてきたところで、そういった考え方で整備をしてきたつもりでございます。

人口の減少でありますとか、ライフスタイルが多様化するということ、また、進化する情報化の波と、さらには自然災害の危機管理のあり方など、社会情勢は刻々と日々変化をしてございます。そんな中で柔軟な対応を行っていくことが重要だと

思っております。

私は常々、子どもたちの夢を紡ぎ、働く人たちの元気を支え、そしてこの地域で安心して住む地域をつくると、そのことを基本に対話と協働という手法でまちづくりを進めてまいりたいと、そのように訴えてきたところであります。

その基本は、地域に対する愛情でありますとか、家族や地域の方々に対する愛情ではないかと、そのように考えているところでございます。

大空町となって12年でございます。まだまだ知名度が低いというのは、否めない事実かと受け止めております。

平成28年度に策定いたしました観光振興計画では、観光入り込み客数を20万人増やすという目標を掲げております。そのために大空町としての知名度を上げる、そして交流人口の増大を図るということを重点目標に掲げております。

まだ、先ほど言いましたように大空町知名度が従来の方の名前であります女満別や東藻琴の知名度まで達していないと、そのように課題を受け止めているからでございます。このため観光資源を積極的に発信するとともに、農産物でありますとか水産物、さらにはいろんな加工品の特産品など、さらに食を通じたPRを行うことを重点目標としているところであります。

札幌オータムフェスト、HTBイチオシまつり、STVラジオどきどきフードパークなど、こういったイベントに参加もさせもさせていただいておりますし、北海道再発見、北海道生活などの観光情報誌への広告も掲載をしております。

さらに、HBCラジオ公開を録音芝桜歌謡ステージでありますとか、STVラジオウィークエンドバラエティー日高晤郎ショーin大空町祝10年と一体イベントを開催したり、アキオカマサコと月散歩、こういったラジオ放送番組などを通じてPRをしております。

今後については、現在の時代でありますので、もっとネット環境を活用するというのも考えていかなければなりませんし、現在行っておりますさまざまなイベント、本来、町民の方々のために開催をしてきたイベントでもありますけれども、こういったものを外向きにも発信をして、大勢の方に参加いただく町外の方にも参加いただくということも必要ではないかと思っております。

さらに観光イベントだけではなくて、まちづくり委員に係わる様々な研修会や研究会、こういったものを誘致をしたり企画をすると、そういうことによって、いろいろな地域の方々、いろいろな考え方を持っている方々がこの地域にお集まりいただくということも発信するという力になるのではないかと考えているところでございます。

次に、私のこの4年間の評価でございます。

4年前に大空町のまちづくり目標として24項目の目標を掲げさせていただいたところであります。

先ほども申し述べましたが、対話と協働の社会を拓く、子どもたちの夢を紡ぐ、働く人たちの元気を支える、安心できる地域をつくるという四つの柱をもとに構成しております。

取り組みの進捗状況などは、私の後援会活動の一環として機関誌などの発行に合わせて紹介もさせていただいているところでございますが、この24項目の細分化した項目の中で、具体的な取り組みが進んでいないもの、私としてそのように受け止めているものは、一つはコントラクター事業の導入でございます。

また、和牛の一貫生産支援によるブランド化、さらに、多様な町有林森林整備の推進、そして、ごみの減量化推進団体の組織化、この4項目がなかなか進められていないと、そのように受け止めております。

その他の掲げました目標については、何らかの事業推進が行われているところでございます。

これは職員の頑張りでありますとか、町民皆様の御協力、さらには議員各位の御理解があって、こういった事業に取り組めてきたものとの考えでございます。

それぞれ取り組みを進めてきておりますけれども、一方ではその取り組んだ結果はどうであったかとか、さらに、効果を発揮されているか、目標となるべきものは達成されたのかという点においては、なかなか及第点をいただける段階には至っていないと感じてございます。自分自身では、50点と受け止めております。

また、この4年間で振り返ってみますと、施設の建設や改修、大型の資本整備が多かったように思います。

東藻琴小学校の大規模改修・体育館の建設は現在行っております。

文化会館の改修、相撲場の整備、運動公園野球場と遊具の改修、多目的運動広場の改修、農業研修生等の受入施設の建設、広域穀類乾燥調製貯蔵施設の建設、外灯のLED化、町営住宅の建設、地域振興施設の建設、そして現在進めております特別養護老人ホーム整備の支援などがございますけれども、私はどちらかという、町民の融合目的に取り組みました運動会でありますとか、たすきりレー千人プロジェクト、さらに人口減少対策に臨むために総合戦略で掲げた各種の助成事業や宅地の分譲、さらに、役場直営ではありますけれども非正規職員の賃金体系の見直し、そして子ども医療費の拡充や給食の無償化、こういったソフト事業における取り組みの方が印象強く残っているところでございます。

中でも皆様が発議し、議決くださいました「大空に人・花・心を育むまち」という育みのまち宣言は、将来の大空町にとって大きな道標になるものと大変ありがたく感じているものでございます。

次に、次期に向けての考え方であります。

本来であれば、このような時期に自らの去就についてはっきりとさせるべきとは存じますが、正直申し上げて、自分自身の気持ちの整理がまだついていない部分が

ございます。そして相談すべき方々との確認も十分ではございません。

町民の皆様にとって最良の選択肢というのは何かと言う視点でもう少し考えさせていただく時間を頂戴したいと思っております。

改めて然るべき時期に、町民の皆様にご直接御報告をさせていただくことを御約束させていただきたいと思っておりますので、この場での御答弁については、お許しを願いたいと存じます。

以上、大項目細かなところで三つに分けて答弁をさせていただいたところでございます。

◇議 長 11番 深川委員。

◇深川議員 大変まちづくりという本当に幅の広い質問でございますので、大変失礼かと思いますが、いろんな形の中で施設整備、また、住み易さのアンケートなどをお答えをいただきました。

しかしもっともっと例えば医療費の無料化ですとか、給食費の無料化ですとかもっともっと評価をされて良いのではないかと。

また、今、まさに東藻琴区域には特別養護老人ホームなども施設化をされて建設中ではありますが、そういったものも含めて、女満別中央病院との連携も非常に町民の関心のある一つでないかと、そのように思っております。

他市町村から見ると、そういった面ではかなり住民にとっても感謝されているのではないかと、評価をするところでもあります。

そういったものについて、まだまだアピールの仕方が一本化されていないというか、そこそこの点の面ではそれぞれ強化されているわけですが、やっぱり線で結ぶという、もっともっと評価をしてもいいのではないかと、そういった連携のとれたこれからのPRについて、各課をまたいだ中で、一本化をすべきではないか、それがもっともっと住み易さのアピールになるのではないかとと思いますが、その点についての考え方をお伺いしたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 ある意味、評価もいただいたことは大変ありがたく受け止めております。ありがとうございます。

御指摘のとおり、先ほど自分自身での評価、いろんな制度は作りました。しかし、それを本当に効果に結び付けられているか。

目的を達成のためのところとして十分かというところ、まだまだそこがやはり私の課題点ではないかなと、そのように受け止めております。

もっともっと、いろいろな外向きの発信をして、例えばその人口減少社会にもっと歯止めを掛けて行ける、そういう要素、事業展開はやっているはずですが、それが実際に十分に伝わってなくて、そして、その効果というところの発現までには十分ではないと、そういったものを今御指摘をいただきましたのは、もっと効果的にすると、そして、その効果というものにつなげていくべきではないかと、そのように御指摘をいただいたものと感じております。

ともすれば、役場の中の組織といいますのは、縦の系列で、例えば隣の課の職員がどんな施策に携わっているかというものが分かり辛くなっているところがあります。今回、事務改善の中で組織の見直しと言いましょか、グループの再編の仕方も、必要ではないかという中には、そういったことの改善も必要だという意味も含められているのではないかと、そのように感じております。

そのアピールの仕方の対策、これについても、今日の一般質問の中でも、情報発信をどのようにやっているか、町民の方々にどのようにお知らせしているかというところで御指摘をいただいた部分もあります。

何か一つをやれば、完璧にでき上がるというものではありませんので、いろいろな可能性を考えて、いろいろな手段・手法を持って大勢の方にそれは町民の方ばかりではなくて、町外の方にもお知らせをする、そして大空町のまちづくりを知っていただくというところにつなげていけるように、これは政策の分野においても取り組んでいかなければならないものと思いますので、今後もそういった努力を一生懸命させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 やはりそういった連携のとれたPR、そういったものが必要ではないかと、そのように思います。

日本国中どこの市町村も今や少子高齢化し、そういったものも含めて、いかにアピールをしていくかという、そういったまちづくりがどこの自治体も真剣に捉えていると思います。

そんな中であり、大空町としては、ブランド化を図るという姿勢が、やはりブランド化できるものについては、ブランド化をしていく、やはり、そういったことに則ってアピールをしていくという考え方は、一つとしてあるのではないかと思います。そういったブランド化についての考え方はいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ブランド化と言いますのは、昔から言われている言葉ではありますけれ

ども、なかなか難しく、十分でき上がっていないと思いますけれども、決してその食べ物、私どもでいうと先ほど農産物や水産物、加工食品などもあってということで、そういうところに陥りがちですけれども、要はいろいろな魅力のあるものをさらに差別化して、特別なものにしていくということがブランド化ではないかと、そのように受け止めております。

そんな中では長く東藻琴の方々が中心にブランド化してきた芝桜という大きな財産もありますし、また、私どもの所有物ではありませんけれども女満別にあります空港、これを地域の皆さんがそれぞれ愛情を持って支えてということでいろいろな取り組みをされてきた、これもブランド化に乗せていかなければならないと、そのように思っております。

もう一度自分たちとその地域に有るもの、それをもう一度自分たちがしっかりと評価をして、どのようにアピールできるかというところの検証作業というものも足りないのではないかと考えてございます。

ぜひこれからも食に限らず、様々なものをもう一度見つめ直して、先ほどの教育長の答弁の中で聞いておりました、自分を評価とする子どもさんの数が全国から見たら少ないと、そうなのかなという中で、私自身もひょっとしたらそういうところに陥っているのではないかなと、そんな感じをいたしたところもあります。

もう少し、ある意味自信を持って、我が町のすばらしいところを町のトップとして、いろいろなところに発信できるように心掛けてまいりたい、そんな中で地域の皆さんの御協力もいただいてブランド化して行くものをしっかりとみんなで共有して、そして進めることに努めてまいりたいと思っております。

◇議 長 11番 深川議員。

◇**深川議員** 一口にブランド化と言っても大変難しい問題でありますけれども、やはり、ある程度ブランド化をされていなければ幾らPRをしても、いくらアピールをしても、やはり、この情報化社会で特に若い人方の言わば集中力が足りないと言いましょうか。SNSでもそうですけれども、やはり他にないもの、見たことのないものについては、喰い付きが早いですが、なかなか情報化社会も我々が若いときとは違った形の中で捉えられているという、そういったものも考えなければならぬと思いますし、次の知名度の関係とも継続をしてきますけれども、やはり、そういった形の中でブランド化を図るとともに、情報発信をしていく、さらに、そういったことが各課、各地域の連携をとっていかなければPRにはならないと、このように思っております。

やはり私どもも視察に出掛けていくわけですが、幾ら物の本にアピールをされても馴染みのないものについては余り興味がないというか、一度でもテレビ、

ラジオ、雑誌で見たことのある部分については、興味を持つという、そういう習慣性があると思う。

そういった形の中で、貴重な観光資源もありますし、その辺のブランド化についての考え方も進めていただきたいと思いますが、改めて答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今年の流行語の中に「インスタ映え」という言葉があるようでございます。今、情報が昔のようにアナログの媒体で、極近距離なところだけに伝わるということだけではなくて、SNS、インターネット環境を使いますと、全世界にあつという間に、場合によっては拡散するということがあります。大変便利でもありますし、恐ろしいところもありますけれども、情報発信するという事の中にあつては、こういうものもやはり活用していかなければならないものだなと、改めて感じております。

そういった取り組みも含めて行ってまいりたいと思いますし、場合によっては、私どもの地域だけで、そのブランド化するという事だけではなくて、もう少し広い範囲で、地域連携をした中でブランドというものを作っていくという考え方も必要ではないか。

ちょっと正確ではないかもしれませんが、神戸牛とか松阪牛とかいうものは、ピンポイントの地域だけではなくて、もう少し広い広がりをもって言われている言葉ではないかと、例えば北見産のタマネギと言いましても、私どもの地域で作る物も含めて北見産のタマネギということではないかと思っております。

さらに観光面で言いますと、今回、私どもが行政報告でも申し上げましたとおり、阿寒・摩周国立公園の一部地域として、位置付けられております。

また名称変更に伴って、今回その阿寒摩周国立公園の区域も広がりました。さらに清里町なども加わっての大きなエリアになったわけであります。

こういうところを我が町だけではなくて、もしくは阿寒や摩周、釧路市や弟子屈町だけではなくて周辺も含めてそのPRをすると、そういう仕方もあるのではないかと思っております。

そういう視点、ネット環境を活用する、さらには広域での連携をした中でのブランド化というところも、あわせて考えとして持っていかなければならないのかなと改めて感じたところでございます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇**深川議員** 1口で言うのは簡単ですけども、非常に難しい問題で、その辺も研鑽を続けていただければと思います。

次に関連もございましたけれども、大空町としての知名度、このことについて知名度が低い。これは当たり前と言いましたら失礼ですけども、開基、開町103年、110年という、東藻琴そして女満別という、この地名が100年を超えています。まだ10分の1にも満たない10年位で、知名度が上がるということは、余程良いことがあったか悪いことがなければ上がらない。

非常に厳しい状況ではないかと思えますけれど、やはり、それなりにテレビ、ラジオですとか、あるいはネットなどを見ているにしても非常に職員の方々のLINEの発信ですとかかなりあり、努力をされているのかなと評価をしているところでございます。

先ほど前出の議員で、高校の問題も出ておりましたけれど、入ってみたいなという高校づくり、住んでみたいなという大空町のまちづくり、そういった方向に結び付けていただければ、そして先ほどモデルになった高校に視察に行ったという答弁もありましたけれども、視察に行ってモデルを見て来て真似るのでは困る。

まちづくりも、我々もそうですけれども、見て来てそれを真似るでは駄目なんです。

それにやはりノウハウを付けて、モデルになる町にならなければならない。モデルになる高校にならなくてはならない。

これは一口で簡単なことではありませんけれども、それがやはり我々に課せられたまちづくり、知名度アップではないかと思えますが、職員も含めてその辺の考え方を町長にお伺いしたいと思えます。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 知名度とかブランド化というのは、私が思いますのは、その物、例えば町の持っているもの、その地域の持っている個性という言い方に置き換えることができるのではないかなと思っております。

先ほど議員が言われましたように、全て真似をしているということでは、なかなかその個性というものは生まれないと、私が思いますのは、最初はどこからスタートしてもいいのかと思います。しかしその中で、自分らしさ、その地域らしさというその個性を出すこと、それが差別化してブランド化になり、それがまた知名度を呼ぶと、そういう循環ではないかなと思ってございます。

大空町にあります様々な人材、また社会資本、自然の条件、そういったものを組み合わせる中で、より個性的なまちをつくるということに努力をしてまいりたいと思っております。

大空町という名称については、まだまだ十分に知られていない部分もあるかと思いますが、大空というその意味合いというのは、受ける印象というのは、非常に大きく広く、さらに全体を鳥瞰するという意味合いで捉えている方が多いようでございます。

そういった名前からは、御世辞もあるのかもしれませんが、良い名前ですねと、何かその地域を思い起こさせるような、そんな気がしますということを言ってくれる方もいます。

その名前もPRし、その名前に負けないようなまちづくりに努力をしてみたいと考えているところでございます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 この大空町としては、当たり前過ぎて気が付かないつかない点がたくさんあると思います。

一つ目、JRが通っている。二つ目、路線バス、これももちろんありますが、しかも、都市間バスも通っている。さらに、空港がある。もう少ししますと高規格道路も結ばさるのではないかと、このように思うわけですが、これだけ恵まれた地域というのは、ほかに例はないと思うのです。

JRの問題も大変問題になって心配な点もありますけれども、こういったことを含めて、前出議員の空港の問題もありましたけれども、空港をいくら活性化をしても、お客さんは来ない。空港が必要な視点を数多く近隣につくるのが大事です。

知床という世界遺産があり、阿寒摩周という国立公園があり、こういった各首長と連携をしながら、できるだけこの女満別空港を利用する、なかなか協力体制を結ぶというのは、大変かと思いますが、その辺の努力は如何かお伺いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回も、先ほど言いましたいろいろな航空会社の誘致活動、路線の誘致などを空港でやっているという現状がございますけれども、その中で常々言われておりますのは、空港の滑走路やビル、その充実度合いというものももちろん大切ではありますけれども、さらにそこが次の段階で利用者の方々の利便とか、行ってみたいということになるのは、空港が良いから行ってみたいわけではないとよく言われます。

その周辺にどんな魅力があるのか、さらに空港に降りたときにどういう手段でそこに行けるのか、そんな二次交通やその周辺地域の魅力というものが一番ですとい

うことなので、そういうもののブラッシュアップと言いましょか、磨き上げるみたいなことをしていかなければならないということではないかと思っております。

そうなりますと、先ほど広域地域と連携していかなければならないということで、幾ら大空町だけで頑張ってもできないブランド化ということで、そういうものの発信は、やはり面としてもう少し大きい単位で捉えながら取り組んでいく必要があるのではないかなと、そのように感じております。

また、私どもの町はいろいろな良い部分がありますけれども、なかなか住んでおりますと、そのことを見失ってしまう、そういうこともございます。

改めて、先ほど言いましたように、自信を持っていろんな方に説明ができるような、そういうすばらしい町だという意識も一方で持ちながら、まちづくりというものには取り組んでいかなければならないなと感じているところでございます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 非常に難しい課題でありまして、少しでもそういった点が線になり、空港の活用が活性化できればと、また、民営化も進められており、大空町という知名度を考えた中で、今まさに札幌市にあります丘珠空港は知名度が低いと、名称変更しようかと、そういった問題にもなっているわけでございますけれども、それに劣らず女満別空港という知名度も意外と低い可能性もあります。

名称変更するというそういった問題ではなく、いかにアピール、ブランド化をして行くかということも含め、先ほど町長の答弁の中に内側の目線から外側の目線ということ、1番大事なことでありまして、これからは、目線はもちろん内に向けても必要ですけれども、より一層の外に向けた目線と、そして、質問を最後にいたしますけれども、残されました事業の心配な項目、そういったものを含め、キープオンゴーイングという守りながら進めて行くという、やはり守りばかりではないと思います。

進めることも大事だと思いますので、町長の次期に期待を込めて質問を終わらせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど私、空港が良いから人が来るということではないと言っております。一方では、ちょっと違う見方もありまして、現在の例えば新千歳空港などは、お客様として空港利用者でない方もあそこに行って1日遊んで帰って来られるという方も多いようでございます。

温泉もあります。マッサージ施設もあると聞いておりますし、映画館もさらには

様々なアミューズメントゾーンがあったり買物ができる、食も北海道の食が集まっている。

そういうことを考えますとなかなかすごい所だなと、一つ空港という従来の考え方では造れるものではないのではないかなと思っております。

昔の話なって恐縮ですが、女満別町時代に空港周辺整備プロジェクト構想というものを掲げたときがございました。

そのときには、女満別空港とJRの駅を結び付けようと、さらには植物園を造ろう、温泉を掘ろう、屋台村を形成しよう、さらには航空ミュージアムをあの中に設置しよう、そして単に交通の要所だけではなくて、女満別空港そのものをアミューズメントパーク化しようという構想を持ったわけでありましてけれども、一体誰がお金を出すんだと、一体どうやって整備するんだというところで財源的に厳しい時代でありましたので、なかなか構想は練りましたけれども、そここのところの実現というものはできずに、また、大空町になって以降、正直言います、その構想は、お蔵入りにしたところでございます。

それよりも、もう少し足元を見て、いろんなところの経費節減だとか、財政の立て直しをしようということでありましたけれども、場合によっては、今言ったような夢のあるそういうところをもう一度蔵から出して、そういうものを掲げて一つの目標として取り組んでいく、そんなまちづくりも必要ではないかと思っております。

今回は、いろいろな視点から、そのブランド化でありますとか、あわせて地域の知名度を上げる。それは地域をもっともっと見詰め直して、その個性というものを高める、そういうまちづくりをしていくべきだとの御指摘かと思っております。そんな中で、今回はまた激励もいただいたところでございます。

そういった御意見を踏まえながら今後の対応について、去就についても考えてまいりたいと思っております。

今日はさまざまな観点からの大空町全体としてのまちづくりについて御質問を頂戴しましたことに、改めてお礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後02時50分)

平成29年第4回

大空町議会定例会会議録

〔その2〕

- ・招集 平成29年12月19日
- ・開会 平成29年12月19日
- ・閉会 平成29年12月20日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠	員			
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長

副町長	産業課長
会計管理者	産業課参事
総務課長	建設課長
総務課参事	建設課参事
住民課長	住民福祉課長
福祉課長	総務課主査
福祉課参事	

教育長	
生涯学習課長	生涯学習課参事

農業委員会事務局長	選挙管理委員会事務局長
-----------	-------------

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成29年12月20日(水) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて(決算審査特別委員会審査報告)
- 日程第3 議案第64号 指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第66号 指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第67号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第68号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第70号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第71号 大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設条例制定について
- 日程第11 議案第72号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第12 議案第73号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第74号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第75号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第76号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第77号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第78号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 発議第7号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 発議第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第20 発議第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書
- 日程第21 発議第10号 持続可能なオホーツク畑作政策と「ばれいしょ増産輪作推進事業」の万全の予算確保などを求める要望意見書
- 日程第22 報告第11号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	福田淳一
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
会計管理者	平田義和	産業課参事	中村直樹
総務課長	藤田勉	建設課長	佐薙幸史
総務課参事	林敏美	建設課参事	高島清和
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	星加政志
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

5. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	藤田勉
------	-----

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	菊地教男	事務局主査	石川大樹
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

平成29年12月20日

大空町議会議長 近藤哲雄

(開議 午前10時00分)

◎開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成29年第4回大空町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において、3番 原本哲己議員及び4番 沢出好雄議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しておりであります。

また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 認定第1号から認定第8号

◇議 長 日程第2 認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件は、平成29年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 松田信行議員。

◇**松田決算審査特別委員会委員長** 決算審査特別委員会における審査の結果について御報告いたします。

議会提出議案書の1ページ及び3ページを御覧いただきたいと思います。

平成29年第3回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、

認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

の8事件であります。

去る10月25日、当議会議事堂におきまして審査のための特別委員会を開催し、町長を初め関係職員の出席を求めて、慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり日程第1号から認定第8号までの8事件全て、原案のとおり認定すべきと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇**議 長** 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これから、認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定

についてまでの8件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この8件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成28年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第3 議案第64号

◇議 長 日程第3 議案第64号指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書1ページをお開きください。

「議案第64号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二

記 1 施設の名称等 大空町女満別昭和96番地1 メルヘン公園

2 指定管理者の名称等 大空町女満別昭和96番地1 一般財団法人めまんべつ産業開発公社 理事長 濱名敏之

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで」の4年間となっております。

メルヘン公園につきましては、町民及び都市住民が農業体験を通して交流を深めるとともに、農畜産物の加工、研究活動の機会を創造し、地域の活性化と農業振興を図ることを目的に平成13年4月に開設しております。

この施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で3期12年を迎えております。

現行の指定管理期間が来年30年3月31日までで満了いたしますが、これまで指定管理者としております一般財団法人めまんべつ産業開発公社が施設の管理のノウハウやメルヘン公園の設置目的を達成すべく職員体制も整えられており、また、利用者が満足する住民サービスなどを提供してきた実績や管理運営を安定して行うための有識者も有しており、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条

例第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料1ページに掲載してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第65号

◇議 長 日程第4 議案第65号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書3ページをお開きください。

「議案第65号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二。

記 1 施設の名称等 大空町女満別本通3丁目10番地 女満別地域振興会館

- 2 指定管理者の名称等 大空町女満別本通3丁目2番7号 大空町商工会
会長 鈴木康悦
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」の3
カ年となっております。

女満別地域振興会館につきましては、町民の地域的な連帯感を醸成するとともに、町民参加による特色ある産業、文化の創造を促進することを目的に昭和58年12月に開設しております。

この施設につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で4期12年を迎えております。現行の指定管理期間が来年3月31日で満了いたしますが、これまで指定管理をしております大空町商工会が長年蓄積してきました施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれますことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料3ページに関連資料を添付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決さ

れました。

◎日程第5 議案第66号

- ◇議 長 日程第5 議案第66号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
田端生涯学習課参事。

- ◇生涯学習課参事 議案書5ページをお開きください。

「議案第66号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二。

- 記 1 施設の名称等 大空町女満別西4条4丁目64番地1 女満別伝承館
2 指定管理者の名称等 大空町女満別西4条4丁目1番6号 社会福祉法
人大空町社会福祉協議会 会長 鈴木武昭
3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで」の3
年間となっております。

女満別伝承館は、町民の生活、文化の向上と伝承芸術、文化の創作活動を促進し、住民福祉の増進に寄与するため、平成11年10月に設置された施設でございます。

指定管理者の指定の手續に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例第5条第1項第1号の規定により、同施設に事務所があり職員が常駐していることから、効果的な管理が見込まれることにより、公募によらず、社会福祉法人大空町社会福祉協議会を指名したところでございます。

現行の指定管理の期間が来年3月で満了することから、社会福祉法人大空町社会福祉協議会につきまして、現行の指定管理者であり、当該施設の運営管理の経験があり、豊富な実績もあり、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる見込みであること、利用者が安全安心な利用となるよう運営が見込まれることから、指定管理者選定委員会の審査を得て選定したところでございます。

指定管理者の指定に関する条例第7条の規定により、今回議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料5ページに業務の内容、施設の概要等につきまして掲載しておりますので、御覧いただければと存じます。

以上、提案理由を御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしく願いいたします。

- ◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第67号

◇議 長 日程第6 議案第67号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の7ページになります。

「議案第67号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書の9ページは、改正条例となっております。改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の7ページをお開き願います。

議案第67号関係、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。平成29年8月に民間給与と公務員との比較により生じている格差を是正するため人事院勧告が行われ、それを受けまして、町長、副町長の期末手当を同様に引き上げを行うものであります。人事院勧告では、平成29年度から年間の支給月数を0.1カ月引き上げ、年間4.4カ月とするもので、関係する条例の条項につきましては、第4条第2項に規定する期末手当の支給割合を改正するものであります。

29年度は、12月期の支給割合を2.225カ月から2.325カ月とするもので、条例の施行日は、公布の日からとなりますが、その適用を平成29年12月1日とするものであります。30年度からは、通常の実給割合とするため、6月期を2.125カ月、12月期を2.275カ月とし、合計4.4カ月とするもので、30年4月1日からの施行となります。

8ページ、9ページには新旧対照表を掲載しておりますので、御参照を願います。以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第68号

◇議 長 日程第7 議案第68号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の11ページになります。

「議案第68号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書の13ページは改正条例となっております。

改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第68号関係、大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要です。

議案第67号と同様に人事院勧告を受けまして、教育長の期末手当を引き上げるものであります。

第4条につきましては、29年度以降の期末手当の支給割合を規定しておりましたが、29年度のみは支給割合とし、12月期を2.225カ月から2.325カ月とし、年間支給月数を4.3カ月から4.4カ月とするもので、条例の施行日は、公布の日からとなりますが、その適用を平成29年12月1日とするものであります。

第5条を新設し、30年度6月期の支給を通常の実給割合とするため、6月期を2.075カ月から2.125カ月とし、12月期以降の支給については、地方教育行政制度改革に伴う新教育長の就任となることから、大空町特別職の給与に関する条例の適用を受けるため、この条例においては規定しないものであります。

条例の施行日は、30年4月1日からとなります。

12ページ、13ページには新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第69号

◇議 長 日程第8 議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の15ページになります。

「議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書の17ページから21ページにかけては、改正条例となっております。改正の内容につきましては、定例会参考資料にて説明しますので、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第69号関係、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要です。議案第67号、68号と同様に、民間給与と公務員の格差を是正するため、人事院勧告が行われ、給与改定を行うものであります。

給料ですが、関係条例は、別表第1の給料表で、民間との比較で公務員の給料が下回っていることから、平均で0.2%、改定額は、初任給及び若年層で1,000円、その他は400円を基本とした改定となります。

施行期日は、条例公布の日からですが、平成29年4月1日から適用となります。

次に勤勉手当ですが、関係条例は第20条第2項 民間の支給実績との比較で公務員が下回っていることから、第1号の再任用職員以外の職員は、29年度12月期の支給割合を0.85カ月から0.95カ月とし、年間支給月数を1.7カ月から1.8カ月とするもので、条例の施行日は、公布の日からとなりますが、29年4月1日からの適用となるものであります。

また、30年度からは、通常の実績とするため、6月期、12月期とも0.9カ月とし、合計1.8カ月とするもので、30年4月1日からの施行となります。

同じく、第2号の再任用職員については、29年度は12月期の支給割合を0.4カ月から0.45カ月とし、年間支給月数を0.8カ月から0.85カ月とするもの

で、条例の施行は、公布の日からとなりますが、29年4月1日から適用とするものであります。

また、30年度は、通常の支給割合とするため、6月期、12月期とも0.425カ月とし、合計0.85カ月とするもので、30年4月1日からの施行となります。

16ページから21ページまで、新旧対照表を掲載しておりますので御参照願います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第70号

◇議 長 日程第9 議案第70号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の23ページでございます。

「議案第70号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

25ページにつきましては、改正条例でございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料で御説明申し上げますので、23ページをお開き願います。

議案第70号関係、大空町墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

町内の墓地の現況におきましては、特に女満別市街共同墓地につきましては1,282区画ある内、使用区画が1,139区画、未使用が143区画であります。

東藻琴市街共同墓地につきましては、793区画の内、使用が730区画、未使用が63区画、申請につきましては、毎年1、2件でございます。

また、返納につきましては、毎年10件から16件という返納の数字でございます。

今回の改正理由につきましては、各共同墓地の使用者の資格につきましては、現在の条例には明記されておりましたか、町民個人からの申し込みを主としておりました。

近年、改装で区画に空きが目立ちまして、各お寺におきましては、敷地内の墓苑が少なくなっており、共同墓地の使用要望もあることから、町内の宗教法人に使用を拡充するため、使用者の資格を明記するものです。

もう一つとしましては、墓地使用権者の死亡等で使用権利を継承する相続人等が町外に住所がある方が増えてきている実態を考慮しまして、町外に住む使用権利を継承する相続人、親族、縁故者を使用者とするを明記しようとするものであります。

23ページ目の左の改正後の条例でございますが、第2条の次に使用者の資格を追加するものです。

第2条の2 墓地を使用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、町外に住所を有する者に対しても使用を許可することができる。

(1)として、町内に住所を有する者、(2)町外に住所を有し墓地の使用権利を承継する相続人、親族又は縁故者、(3)町内に住所を有する宗教法人、以上を追加しようするものです。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案内容につきまして御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 大空町墓地条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第71号

◇議 長 日程第10 議案第71号 大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木産業課長。

◇産業課長 議案書の27ページをお開きください。

「議案第71号 大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書29ページを御覧ください。平成28年度から整備を進めております大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設が来年2月末に完成する予定でありますことから、当該施設に係る条例を制定するものでございます。

条例の内容について説明申し上げます。

第1条 設置でございますが、オホーツク地区の主要農産物である穀類の生産性の向上を促進し、安定的な供給量の確保と品質を維持できる生産流通体制の確立を図り、もって基幹産業である農業の持続的な発展と、その基盤たる農村の振興に寄与することを目的として、広域穀類乾燥調製貯蔵施設を設置するものでございます。

第2条 名称及び位置でございますが、名称は大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設で、1、穀類乾燥調製棟、2、豆類製品貯蔵棟、3、計量棟とし、位置は、大空町女満別中央271番地の11他としております。

第3条 対象でございますが、施設を使用できる者は、第1条の目的を達成しようとする者、または町長が施設の運営上支障のない範囲で適当と認める者のいずれかに該当するものとしております。

第4条は、使用の許可、第5条は、使用の制限を規定しております。

使用料につきましては、第6条に規定しております。別表の使用料で定めているもので、32ページ下段の別表を御覧いただきたいと思っております。

施設使用料として、豆類が1キログラム当たり38円以内、米が1キログラム当たり27円以内で、料金に上限を設けることとしております。

30ページを御覧ください。第7条になりますが、使用料の還付について規定しております。

第8条から31ページ第14条までは、使用者における使用目的外使用等の禁止、使用許可の取り消し等、また、特別な設備等の制限、原状回復義務などを規定しております。施設の適正な管理に努めることとしているものでございます。

第15条から32ページの第17条につきましては、指定管理者に関する規定となっております。

まず、31ページ上段の第15条では、施設の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者に管理を行わせることができるものとし、第2項の表のとおり、条文や語句の読替規定を設けております。

第16条では、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金の取り扱いなどについて規定し、32ページの第17条には、指定管理者が行う業務につきまして規定しております。

附則といたしまして、第1項に、この条例は、公布の日から起算して1年以内を超えない範囲において規則で定める日から施行するものとし、第2項で施設の利用に係る募集、申請、その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な準備行為は、この条例の施行前にも行うことができる規定としております。

なお、施行規則につきましては、お手元に配付しております参考資料、25ページから29ページに掲載しております。

規則では条例の施行に関し必要な事項を定めており、使用の許可の申請、許可、使用者の遵守事項等を規定しております。御覧いただきたいと思っております。

以上、条例制定の提案理由につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 大空町広域穀類乾燥調製貯蔵施設条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第72号

◇議 長 日程第11 議案第72号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の33ページになります。

「議案第72号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第6号)

平成29年度大空町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,836万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億4,390万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(債務負担行為の補正)第2条 債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

35ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

9款 地方特例交付金に40万6,000円を追加、14款 国庫支出金に1,

171万7,000円を追加、15款 道支出金に608万5,000円を追加、16款 財産収入に12万円を追加、17款 寄附金に300万円を追加、18款 繰入金に2,754万円を追加、20款 諸収入に269万6,000円を追加、21款 町債から320万円を減額、歳入合計は4,836万4,000円を追加し、85億4,390万7,000円とするものです。

36ページになります。歳出です。

1款 議会費に23万1,000円を追加、2款 総務費に791万円を追加、3款 民生費に2,297万8,000円を追加、4款 衛生費に16万6,000円を追加、6款 農林水産業費に461万3,000円を追加、8款 土木費から371万9,000円を減額、9款 消防費に191万1,000円を追加、10款 教育費に619万円を追加、13款 職員給与費に808万4,000円を追加、歳出合計は4,836万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

37ページになります。

第2表 債務負担行為補正、1追加です。

認定こども園整備事業は、認定こども園の開設に向けて運営形態の検討と子ども園の運営に関する方針の策定などの支援について業務を委託するもので、期間 平成30年度から31年度まで、限度額 370万6,000円を追加するものであります。

38ページになります。第3表 地方債補正、1変更です。

満照寺通り線整備事業債は、限度額1,500万円から40万円減額し1,460万円に、橋梁維持管理事業債は、限度額3,360万円から280万円減額し3,080万円に変更しています。

事業費の確定により減額するものであります。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、46ページ、47ページをお開き願います。

1款1項1目 議員報酬及び期末手当等の3節 議員期末手当23万1,000円追加しています。期末手当の改定に伴うものであります。

2款1項1目 行政事務情報化事業の13節 社会保障・税番号制度関連システム構築委託料に、320万3,000円追加しています。女性が活躍できる社会を実現させる取り組みの一つとして、希望者に対しマイナンバーカード等へ旧姓を併記できるようにすること、また、特定個人情報データの様式が変更となったことに伴い、システムの改修が必要となったため追加するものであります。

6目 公有財産管理費の12節 自動車保険料に1万4,000円、公有物件災害共済保険料14万7,000円追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設が2

月に完了することに伴い、自動車及び建物に係ります保険料について追加するものであります。

7目 企画振興一般事務費の13節 網走刑務所住吉作業所用地利活用検討業務委託料136万1,000円追加しています。住吉作業所を活用して、どのような事業を展開できるかなど、検討に必要な基礎調査を行うため追加するものであります。

同じく生活路線バス運行維持対策補助金の19節 補助金に82万9,000円追加しています。運行に要します経費の増加に伴い、網走バス株式会社が運行しています網走・美幌間分が増額となるものであります。

同じく住替え促進事業の8節 住替え促進奨励金に10万円、19節 住替え促進助成金に156万6,000円追加しています。空き家物件の売買、改修等の実績、また、今後も増加が見込めるため追加するものであります。

同じく地域振興施設整備事業の18節 管理備品に69万円追加しています。昼食時や多人数の会食時の混雑を解消するため、調理した料理を保温できるワゴンを購入するものであります。

3款1項2目 介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金に549万1,000円追加しています。第7期介護保険制度の開始に伴うシステムの改修等、システムの更新に必要な一般会計からの繰り出し分であります。

同じく介護サービス事業勘定特別会計繰出金に7万1,000円追加しています。議案第69号でお認めいただきました人事院勧告により職員給与条例の改正に伴う職員の人件費の補正に係る一般会計からの繰出分であります。

同じく後期高齢者医療特別会計繰出金の28節 繰出金から12万9,000円減額しています。後期高齢者医療の保険料の増加に伴い、繰出金が増額となるものです。

3目 心身障害者福祉事業の19節 心身障害者等交通費助成金に82万1,000円追加しています。障害等により通院や訓練などに要する交通費の助成を行うもので、新規の対象者が増えていることなどから追加するものであります。

48ページ、49ページをお開き願います。

同じく障害者総合支援事業の13節 障害者福祉システム改修委託料に108万6,000円追加しています。30年度の法改正により報酬単価が改定されるため、システムの改修が必要となったことから追加するものであります。

20節 障害者介護訓練等給付費に1,074万4,000円、障害児給付費に168万4,000円追加しています。利用回数や利用者の増加に伴い追加するものであります。

4目 東藻琴老人福祉センター管理運営費の14節 自動体外式除細動器借上料

に1万6,000円追加しています。施設に設置してあります機器本体の耐用期限が過ぎていることから、機器を借上げるため追加するものであります。

このほか14の施設、学校等におきましても、14節 自動体外式除細動器借上料に補正予算を計上しており、同様の理由によるものでありますことから、以降の説明につきましては省略をさせていただきますので、御理解を賜ります。

同じく15節 給湯加温ポンプ取替工事に50万6,000円追加しています。水道水を熱交換器で加温し、ボイラーに送るポンプが故障したため取替えが必要となり追加するものであります。

6目 重度心身障害者医療費助成事業の23節 前年度北海道医療給付事業負担金返還金に1万1,000円追加しています。28年度事業の精算により道負担金返還のため追加するものであります。

2項2目 広域入所事業の13節 広域入所委託料213万7,000円追加しています。利用者の増加により追加するものであります。

4目 認定こども園整備事業の13節 運営形態検討及び支援業務委託料に54万円追加しています。第2表 債務負担行為補正で説明しましたが、認定こども園の開設に向けて、運営形態の検討と運営に関する方針の策定などの支援について、業務を委託するため追加するものであります。

4款1項3目 簡易水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金に16万6,000円追加しています。職員給与条例の改正に伴う職員人件費の補正に係る一般会計からの繰り出し分であります。

6款1項3目 経営所得安定対策事業の19節 機構集積協力金に68万円追加しています。離農する農業者が借り受け希望者の経営農地に隣接する農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合に交付される協力金で、対象となる事案が発生したため追加するものであります。

同じく下段の広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の11節 光熱水費に243万円、50、51ページをお開き願います。12節 電気保安点検料に7万円を追加しています。施設の整備が2月に完了することに伴い、電気料及び点検料が必要となるため追加するものであります。

5目 農業用施設維持補修事業の13節 開陽地区農業用排水路用地測量委託料から47万6,000円、17節 用地買収費から10万円減額しています。町で排水路の整備を予定しておりましたが、地域より道営事業での整備要望があったことから、事業を取り止めたため減額するものであります。

7目 古梅地区基幹水利施設管理事業の19節 オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金に224万5,000円を追加しています。古梅ダムの施設点検において、取水ゲートなどの操作盤の改修が必要となり、29年度での補助の目途がついたことから追加するものであります。

同じく小規模土地改良事業の15節 農地保全整備工事に55万6,000円追加、18節 動力盤から86万円減額しています。排水ポンプと接続する動力盤を備品として購入するため、18節に計上しておりましたが、動力盤の製作が必要なことから、15節の工事費に科目を変更するものであります。金額につきましては、再積算を行い減額となるものであります。

2項1目 林業総務一般事務費の19節 森林整備担い手対策推進事業負担金に2万円追加しています。森林整備の担い手であります林業労働者の確保を図るため、労働者、事業主、北海道、市町村が負担し合い、労働日数に応じた奨励金を支給する事業の負担金で、見込みより労働日数が増え、奨励金の支給額が増加となることから追加するものであります。

8款2項2目 町道維持補修事業の17節 用地買収費に8,000円追加しています。町道開陽中央線の冬期間の吹き溜り解消のため、用地購入について補正予算を計上しておりましたが、地目の見直しにより増額となるため追加するものであります。

4目 橋梁補修等事業の13節 橋梁補修設計委託料から142万4,000円減額、道路附属物点検事業の13節 道路構造物点検業務委託料から56万5,000円減額、満照寺通り線道路附属整備事業の15節 歩道新設工事から33万円減額しています。事業費の確定によるものであります。

4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から140万5,000円減額しています。職員給与条例の改正に伴う職員人件費の補正に係る一般会計からの繰り出し分が12万3,000円増額、また調査測量設計委託料の確定等に伴い152万8,000円が減額となり、差し引き140万5,000円が減額となるものであります。

9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 52ページ、53ページをお開き願います。負担金に191万1,000円追加しています。職員給与条例の改正に伴う消防職員の人件費に係る負担金であります。

10款1項2目 子ども未来づくり教育基金積立金に300万円追加しています。未来を担う子どもたちを育む事業への寄附があったことから、基金へ積み立てるものであります。

2項1目 女満別小学校管理費の13節 立木伐採委託料に155万8,000円追加しています。女満別小学校東側に有ります立木の枝が通学路へ覆い被さっているなど危険が樹木があることなどから、伐採、間引きをするため追加するものであります。

2目 要保護・準要保護児童就学援助費の20節 扶助費に28万5,000円、同じく中学校費の3項2目 要保護・準要保護生徒就学援助費の20節 扶助費に52万2,000円、それぞれ追加しています。次年度、小学校及び中学校へ入学

する児童・生徒がいる要保護・準要保護世帯に入学準備金として援助費を早期に支給するため、小学校費では7件分28万5,000円、中学校費では11件分52万2,000円を追加するものであります。

54、55ページをお開き願います。

7項1目 体育振興補助金の19節 補助金65万円追加しています。町民が全国、全道大会へ参加する経費の一部を助成していますが、全国、全道大会への参加が増えているため追加するものであります。

13款1項1目 職員給与費の2節 一般職給に85万3,000円、3節 職員手当等の特別職の期末手当13万4,000円、教育長職の期末手当に5万5,000円、一般職手当に総額475万9,000円、4節 共済金に総額208万円、19節 負担金に総額20万3,000円追加しています。

特別職、教育長職、一般職の給与条例の改正に伴う人件費の追加に合わせまして、一般職につきましては、標準報酬月額が変更となった職員がおりますので、共済費負担金が合わせて追加となっております。

続きまして、歳入の説明をしますので、42ページ、43ページをお開き願います。

9款1項1目1節 地方特例交付金に40万6,000円追加しています。交付金の額の確定に伴い追加するものであります。

14款1項2目3節 障害者介護給付費等負担金に537万2,000円追加しています。障害者介護訓練等給付費の増加に伴い、国の負担金が追加となるものであります。

同じく障害児入所給付費等負担金に84万2,000円追加しています。障害児給付費の増加に伴い、国の負担金が追加となるものであります。

4節 広域入所事業負担金に67万6,000円追加しています。広域入所に係る委託料の増加に伴い、国の負担金が追加となるものであります。

2項1目1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金に253万円追加しています。社会保障・税番号制度の改定に伴い、システム改修に要する国の補助金が追加となるものであります。

2目1節 障害者総合支援事業費補助金に54万3,000円追加しています。法改正に伴い障害者福祉システムの改修に要する国の補助金が追加となるものであります。

4項1目1節 橋梁補修等事業交付金に192万円追加しています。橋梁補修等事業に係る交付金の追加配当があったため追加するものであります。

同じく道路附属物点検事業交付金から16万6,000円減額しています。事業費の確定により減額となるものであります。

15款1項1目1節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金に37万4,000円

追加しています。保険料の確定に伴い、低所得者等が受ける軽減措置の対象者が増加したため、道の負担金が追加となるものであります。

3節 障害者介護給付費等負担金に268万6,000円追加しています。障害者介護訓練等給付費の増加に伴い、道の負担金が追加となるものであります。

同じく障害児入所給付費等負担金に42万1,000円追加しています。障害児給付費の増加に伴い、道の負担金が追加となるものであります。

4節 広域入所事業負担金に57万8,000円追加しています。広域入所に係る委託料の増加に伴い道の負担金が増加となるものであります。

2項4目1節 古梅地区基幹水利施設管理事業補助金134万6,000円を追加しています。古梅ダムの施設、操作盤の改修に伴う道の補助金を追加するものであります。

同じく機構集積協力金に68万円追加しています。離農する農業者が借り受け希望者の経営農地に隣接する農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合に交付される道からの協力金を追加するものであります。

16款2項1目1節 立木売払代に12万円追加しています。女満別小学校の立木伐採に伴う売り払い代を追加するものであります。

17款1項1目1節 一般寄附金に300万円追加しています。1件300万円の寄附をいただいたものであります。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に2,579万7,000円追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

44、45ページをお開き願います。

4目1節 公共施設等整備基金繰入金から84万8,000円減額しています。財源充当を予定しておりました農地保全整備工事、橋梁補修等事業の減額に伴うものであります。

5目1節 地域振興基金繰入金に205万1,000円追加しています。網走刑務所住吉作業所用地利活用検討業務委託、地域振興施設の備品購入に充てる財源として繰り入れるものであります。

7目1節 子ども未来づくり教育基金繰入金に54万円追加しています。認定こども園整備事業における運営形態検討及び支援業務委託に充てる財源として繰り入れるものであります。

20款4項11目1節 農業振興負担金に266万1,000円追加しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設の完了に伴い、建物、自動車の保険料、電気料等の追加に伴う負担金が増額となるものであります。

同じく過年度土砂流出復旧事業負担金に3万5,000円追加しています。平成16年度に発生しました土砂流出事故の復旧事業を町が実施しており、その経費の一般財源分について、債権として予算計上するため追加するものであります。

21款 町債につきましては、第3表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時06分)

(再開 午前11時16分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第72号の議事を続けます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 上地議員。

◇上地議員 2点ほどお聞かせをいただきたいと思います。

47ページの2款1項7目18節 備品購入費についてであります。産業建設文教常任委員会の資料で確認をさせていただいたんですけど、常温保管で42食と、これを導入することによって、一般の飲食の利用提供時間も軽減するのではないかと、団体と宴会仕出しと弁当作りとかにも使うということで、これにより軽減ができるのではないかとということでしたが、来年のシーズンのときに観光客が来る中で、これで対応できるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

もう1点、53ページの10款2項1目13節 女満別小学校の管理費の中の13節の委託料で、立木伐採委託料155万円ですが、伐採することによって夕陽台側、女満別小学校の正面の歩道に面している部分の樹木に覆われてる部分とかを伐採することによって支障は改善されるのか。

この点について2点お聞かせください。

◇議 長 副町長。

◇副町長 ただいま上地議員からの御質問でございます。

地域振興施設の今回の導入に係る備品の関係でございますけれども、今回、備品購入に係る分につきましては、ホットフードカートと申しまして、保温庫ということでございます。

先ほど42食というふうに言われた部分については、多分、想像で申し訳ございませんが、そちらについては、常温用のカートプレートの方だというふうに思っ

おります。

今回導入させていただくのは、この温かいものを先に作ってそれを保温して提供するということになってございます。

この備品の導入によりまして、今、例えば団体客の方が昼間でも夜でも入ったときに、先に作り置きをして温かい物を提供するというところの対応でございます。

ということで一般的な昼食が今、オープン時からかなりの方、数百名の方に帰られているというところの解消にまでは至らないということでございます。

重ねて申し上げますが、夜の会食と団体に対応するためということで、今考えております。

今後も指定管理者と協議の上、どちらが整備をするべきものかということは十分検討しながら町も支援できるところは行って改善に努めたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

◇議 長 生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 御質問のありました女満別小学校内の立木伐採委託料155万8,000円の関係で御説明を申し上げたいと思います。

まず場所でございますけれども、女満別小学校から夕陽台に向かう斜面に有ります林の伐採を予定してございます。町民の方から歩道上に枝が掛かり、日が落ちると真暗になり、子どもたちや町民が歩くのに危ないのではという御指摘がありました。

この林につきましては、現在の前身の小学校が建設された折に有志によって記念植樹されたものでございます。当時は遊具等も設置されており、子どもたちが自由に出入りできる場所となっておりました。

以後、樹木も成長いたしまして自然の樹木も生え、子どもたちもなかなか立ち入ることができないような状況となっております。

今回、伐採する予定といたしましては、歩道上に掛かる枝、または歩道に影響するような樹木を整理することとしております。また合わせまして、林内に生えております自然林のほか、生育が見込めない樹木などを伐採いたしまして、見通しが良い林とする予定としております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

6番 松田議員。

◇松田議員 1点だけお願いします。

47ページ、今回、網走刑務所に関連して委託料が計上されております。

網走刑務所の活用については、町と議会で国に要望書を上げた経過があります。そして町長の行政報告の中で、11月17日でしたか、東京に出向いて協議をなされていると、今回計上されるということは、国との話のやりとりの中で、何か進展があったからこういう計上になったと思うのですけれども、具体的に御説明を願いたいと思います。

◇議 長 総務課参事。

◇総務課参事 網走刑務所住吉作業所用地の利活用の検討協議の委託料に関する御質問でございますけれども、現在、本町の住吉地区にあります網走刑務所の作業所用地、これをまちづくりに活用して行くということを検討しているところでございます。

この土地につきましては、国が所有する用地でありますことから、関係する省庁と現在、協議を進めているところでございます。

国有地を活用するということに当たりましては、その用地を取得あるいは借用、または所有者であります国と協働した事業展開など、さまざまな手法が考えられるというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、今後具体的な取り組みに向けまして、制度上クリアしていかなければならないことですか、手順を整えていくということが必要となるところでございます。

国とは鋭意、どういった活用方法が考えられるのかにつきましても、協議を進めているところでありますけれども、そういった活用する方法などにつきましても、基礎調査の業務を委託して行いたいと考えているところでございまして、掛かる経費につきまして、今回補正予算として提案をさせていただいているところでございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今、参事の説明は、そのとおりなんです。国とうちの町のやり取りの中で進展があったかとか、話の進め方の部分についてもう1回お願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 私から御答弁を申し上げたいと思います。

私どもが議会の皆様と共に要望書を上げたものは、その用地の払い下げについてということでございました。

しかし、その用地を確定するために多額の測量経費などが掛かるということ、例

えばそういう課題が一つあると、さらに国としても、その用地の活用というものを考えてみたいと、そういう御提案がありまして、国と地域と一体となった活用のプランというものを作っていけないか、そんなお話をいただいたところでございます。

従来は、町が単独でと考えておりましたけれども、国と地方公共団体の私ども、さらには網走刑務所の方々、さらには昨日お話をいたしましたように東京農業大学との関わり、そういった方々との関わりの中で、あそこを活用するということになりますと、さまざまな制度的な制約が生じる可能性もあります。

そういったものを前段でクリーンにしたいということで、こういった調査をさせていただこうと考えているところであります。

進展と言って良いかどうかは微妙なところがありますけれども、動き出したことには間違いないと、そのように思っておりますので、それを具体的に町民の皆様や議会にも御説明をしたいということで、そういった課題点の洗い出し、それから方向性を具体的にお示しするための調査の経費をこの中でみたいということでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 1点だけお尋ねしたい。

一連のAEDの課題についてでございますが、今回こういったことでありますので、対応的にはリースということでもありますので、リース対応ということは理解しております。

しかしこれは基本的には、僕は28年に29年の当初予算で計上すべき内容だったものでないかというような考え方をしています。というのは一番先に導入したメルヘン公園が25年なんです。これはどうに一番先に切れちゃっている。今回、新聞沙汰になる以前の古い物です。

そういうことからみて、この問題はこれで結構ですけども、今後こういうものが、どうしなきゃならない時代が、より違うものが出てくるんじゃないかというときに、初めからリースの予定が当初の考え方に無かったのかどうか。

その方が間違いのないことであつたらうなと思うんですか、そこら辺、どういう、整理をなさっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 自動体外式除細動器の借上料に関わります御質問でございます。

導入当初、公共施設の方に購入、それから寄贈といったような形で整備がされてきております。

当初、機器の借り上げというような手法で整理ができなかったかというようなところでございますけども、当初におきましては、借り上げができるものだったかということにつきまして把握しておりません。

当初、導入する段階で借り上げ、それから機器を購入するというところで、経費の状況がどうなるかというような比較をして、購入の方が安いというようなことで購入をしているのではないかというふうに推測をしているところでございますけれども、今後におきましては、そういった機器本体の使用期限、そういったものもございまして、それを見逃さないというようなことから、リースというようなことで今後対応して、そういった誤りを再度起こさないようなことで対応してまいりたいと考えております。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 結構な答弁をいただきましたけれども、こういうものは付属品のパットとかバッテリー、これなんかもやっぱり途中のチェックが必要で、十分やっていたらと思うんですけども、そういうことを全部総合的にやってもらえますんでリースの場合は、そしてタイムラグは無いですから、そういう面では、その施設の担当の者も見逃すことが無いというようなことで、救命道具なものですから、その辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

◇議 長 総務課長。

◇総務課長 今回につきましては、15の施設におきまして、機器の更新、借り上げということで対応させていただきます。

今後におきましても、更新の必要な施設が出てまいりますので、同様の考え方で進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 平成29年度大空町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 平成29年度大空町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第73号

◇議 長 日程第12 議案第73号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書63ページです。

「議案第73号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,663万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

65ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 国庫支出金に35万円を追加、5款 道支出金に35万円を追加し、歳入合計は、70万円を追加し、13億3,663万9,000円とするものです。

66ページをお開き願います。歳出です。

1款 総務費に70万円を追加し、歳出合計は、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より、御説明いたしますので、72、73ページをお開き願います。

1款1項1目 総務一般事務費、13節 国庫システム改修委託料から32万4,000円の減額、2目 連合会負担金、19節 連合会負担金に102万4,000円の追加です。

これは、平成30年度から国保財政の運営の責任主体が市町村から都道府県へ移

行することに伴い、現行の国保月次・年次報告システムの変更費用を委託料に計上しておりましたが、北海道国保連合会が北海道の協力のもと、新たに国、道への療養給付費交付金や調整交付金等の交付精算事務等の機能を有したシステムを開発したことから、その内容を検討した結果、事務軽減、経費節減につながるものとして北海道国保連合会の新システムに移行したいため、北海道国保連合会負担金を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。70、71ページをお開き願います。

2款2項1目1節 特別調整交付金に35万円の追加、5款2項1目1節 特別調整交付金に35万円の追加、歳出で説明しましたとおり、北海道国保連合会への月次・年次報告システムに移行する経費として国、北海道から追加交付となるものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 平成29年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第74号

◇議 長 日程第13 議案第74号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 75 ページです。

「議案第 74 号 平成 29 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 445 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 875 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

平成 29 年 12 月 19 日提出 大空町長 山下英二」

77 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款 後期高齢者医療保険料に 451 万 6,000 円を追加、2 款 繰入金から 12 万 9,000 円を減額、3 款 繰越金に 7 万 1,000 円追加し、歳入合計は、445 万 8,000 円を追加し、1 億 875 万 2,000 円とするものです。

78 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金に 445 万 8,000 円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、84、85 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 19 節 後期高齢者医療広域連合納付金に 445 万 8,000 円の追加です。後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定化の増並びに事務費負担金の減によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。82、83 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 後期高齢者医療特別徴収保険料から 136 万 3,000 円の減額、これは、特別徴収対象者の所得または被保険者数の減によるものでございます。

2 目 1 節 後期高齢者医療保険料現年度分に 587 万 9,000 円の追加です。普通徴収となる 75 歳到達者の給与所得やその他の一時所得増に伴うものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 事務費繰入金から 52 万 7,000 円の減額です。広域連合事務費負担金の減少によるものでございます。

2 目 1 節 保険基盤安定繰入金に 39 万 8,000 円の増額です。負担軽減対象者の増によるものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 7 万 1,000 円の追加です。前年度繰越金

を計上するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 平成29年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第75号

◇議 長 日程第14 議案第75号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書87ページです。

「議案第75号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ595万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,049万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

89ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款 国庫支出金に46万円を追加、7款 繰入金に549万1,000円を追加しまして、歳入合計は、595万1,000円を追加し、7億9,049万3,000円とするものです。

90ページ、歳出です。

1款 総務費に595万1,000円を追加しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、96、97ページをお開きください。

1款1項1目13節 総務一般事務費の委託料に595万1,000円の追加です。平成30年4月1日から施行される第7期介護保険制度改正に伴い、高額介護サービスを見直し、介護報酬改正などの介護保険システム改修に要する経費として96万1,000円の追加並びに現在使用しております介護保険事務処理システムがクライアントサーバーからウェブシステム版のサーバーへ移行となることに伴い、システム更新経費として499万円を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、94、95ページをお開きください。

3款2項3目1節 介護保険制度改正システム改修事業補助金に46万円の追加です。歳出で説明しましたシステムの改修に要する経費に対して国からの補助金を追加するものです。

7款1項1目1節 介護給付費繰入金に549万1,000円の追加です。今回の補正の財源調整のため繰入額を追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成29年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第76号

◇議 長 日程第15 議案第76号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書99ページです。

「議案第76号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ515万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

101ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 繰入金に7万1,000円を追加しまして、歳入合計を515万5,000円とするものです。

102ページ、歳出です。

1款 サービス事業費に7万1,000円を追加しまして、歳出合計を歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より御説明しますので、108、109ページをお開きください。

1款1項1目 介護予防支援事業費、職員給与等に7万1,000円の追加です。

人事院勧告に基づく職員給与条例の一部改正によるもので、介護サービス事業勘定で支弁しております職員1名分の職員給与等を増額するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、106、107ページをお開きください。

2款1項1目1節 一般会計繰入金に7万1,000円の追加です。歳出で御説明したとおり、職員給与条例の一部改正に伴い、財源調整のため追加をするものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成29年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第77号

◇議 長 日程第16 議案第77号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書113ページです。

「議案第77号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,256万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

115ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 繰入金に16万6,000円を追加し、歳入合計では16万6,000円を追加し、3億5,256万5,000円とするものです。

116ページ、歳出です。

1款 総務費に16万6,000円を追加し、歳出合計では16万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたします。議案書122、123ページになります。

1款1項1目 職員給与等、2節 給料に2万円、3節 職員手当等に11万9,000円、4節 共済費に2万2,000円、19節 負担金補助及び交付金に5,000円をそれぞれ追加しております。職員給与等の改定に伴い追加となるものでございます。

歳入の説明をいたします。議案書120、121ページでございます。

2款1項1目1節 一般会計繰入金に16万6,000円を追加しております。今回、補正の財源調整のため追加となるものでございます。

以上、補正予算について説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 平成29年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第78号

◇議 長 日程第17 議案第78号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書127ページです。

「議案第78号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ337万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,040万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

平成29年12月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書129ページでございます。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款 国庫支出金から335万円を減額、5款 繰入金から140万5,000円を減額、7款 諸収入に138万1,000円を追加し、歳入合計では、337万4,000円を減額し、4億1,040万円とするものです。

130ページ、歳出です。

1款 総務費から337万4,000円を減額し、歳出合計では、337万4,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳出から説明をさせていただきます。

議案書136、137ページです。

1款1項1目 職員給与費等では2節 給料に1万円を追加、3節 職員手当等に9万3,000円を追加、4節 共済費1万8,000円を追加、19節 負担金補助及び交付金に2,000円を追加しております。いずれも職員給与等の改定に伴い追加となるものでございます。

次に、下水道一般管理事業では、1節 給排水事業経営審議会委員報酬に5万円、

11節 食糧費に1,000円を追加しております。給排水事業経営審議会について、年度内にさらに1回の会議を開催する予定としておりますので、それに掛かる費用として追加をするものでございます。

続きまして、3目 建設改良費、13節 委託料、調査測量設計委託料から354万8,000円を減額しております。下水道事業に係るストックマネジメント計画策定委託を実施しておりますが、事業が完了し、執行残として減額となるものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。議案書134、135ページでございます。

3款1項1目 社会資本整備総合交付金、公共下水道事業交付金から335万円を減額しております。交付金が減額配分となったため、今回補正に合わせ減額となるものでございます。

5款1項1目1節 一般会計繰入金から140万5,000円を減額しております。今回補正の財源調整のため減額となるものでございます。

7款3目1節 下水道管移設補償費に138万1,000円を追加しております。網走川湯線において補償を受けて改築工事を実施しておりますが、補償費が増加することにより追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 平成29年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第7号

- ◇議 長 日程第18 発議第7号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
8番 松岡克美議員。

- ◇松岡議員 議会側議案書5ページをお開きください。

「発議第7号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月20日提出 大空町議会議員 松岡、松田、深川、後藤、齋藤、品田、沢出、原本、田中、上地」の各議員でございます。

7ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、先ほどの議案67号から69号に係る条例改正と重複いたしますが、本年の人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう4.4カ月分に引き上げるよう勧告がなされたことによるものでございます。

条例の内容につきましては、第1条では、第4条第2項中の100分の222.5を100分の232.5に改め、第2条では、第4条第2項中の100分の207.5を100分の212.5に、100分の232.5を100分の227.5に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

また、第1条の規定による改正後の大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の規定につきましては、平成29年12月1日から適用とするものでございます。

条例改正の概要、新旧対照表につきましては、別冊で配付の参考資料にて御覧をいただきたいと思っております。

以上、説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第8号

◇議 長 日程第19 発議第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側の議案書9ページをお開きください。

「発議第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成29年12月20日提出 大空町議会議員 齋藤、原本、深川、松岡、品田」の各議員でございます。

11ページでございます。

この要望の内容ですが、道農業の基幹となる酪農・畜産における状況は、農家戸数の減少という厳しい現実、またTPP協定などの貿易交渉等による国内生産縮小や農業所得の低下などの将来的不安を強めている。

については牛乳乳製品や畜産物の安定供給、酪農・畜産の持続的な発展を図るため、11ページから13ページにわたる13項目の各種要望を行うものであり、未来を切り開く生産現場に寄り添った酪農・畜産政策の推進、意欲と展望の持てる畜産物価格等の実現について強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 平成30年度畜産物価格決定等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 発議第9号

◇議 長 日程第20 発議第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書15ページをお開きください。

「発議第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月20日提出 大空町議会議員 齋藤、原本、深川、松岡、品田」の各議員でございます。

17ページでございます。

この要望の内容ですが、水田活用の産地交付金については、水田フル活用ビジョ

ンに基づき、道農業の振興に大きく寄与してきました。

しかし、全国的な水田転作の深掘りにより、平成28年度、平成29年度と2年連続で予算不足となる状況になっております。

よって、下記1として、保留2割部分については、補正予算による満額確保を行い、地域の取り組みに支障をきたさないようにすること。

2として、平成30年度は特色のある地域農業を支援するための制度として位置づけを明確化させ、戦略作物助成とは別枠で必要な予算を十分確保すること。

このことについて、強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛でございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 平成29年度以降「産地交付金」の満額確保などを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第10号

◇議 長 日程第21 発議第10号 持続可能なオホーツク畑作政策とばれいしよ増産輪作推進事業の万全の予算確保などを求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書19ページをお開きください。

発議第10号 持続可能なオホーツク畑作政策とばれいしょ増産輪作推進事業の万全の予算確保などを求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月20日提出 大空町議会議員 齋藤、原本、深川、松岡、品田」の各議員でございます。

21ページでございます。

この要望の内容ですが、オホーツク畑作農業における国の重要品目、麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの安定供給や地域産業への重要的役割、また、適正な輪作体系の維持などの畑作政策の拡充・強化を求めるものであります。

下記1として、平成30年度の国費予算概算要求におけるばれいしょ増産輪作推進事業については、近年のオホーツク畑作地域における地域課題に対応できる事業内容の充実を図り、万全の予算確保をすること。

2として、種子用、加工用途だけでなく、でん粉原料用ばれいしょの増産対策も事業対象となるよう国・道・基礎自治体が一体となって取り組むこととし、強く要望するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号 持続可能なオホーツク畑作政策とばれいしょ増産輪作推進事業の万全の予算確保などを求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 持続可能なオホーツク畑作政策とばれいしょ増産輪作推進事業の万全の予算確保などを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 報告第11号

◇議 長 日程第22 報告第11号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第11号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、平成29年8月分から平成29年10月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8月分につきましては9月20日、9月分につきましては10月24日、10月分につきましては11月20日に後藤監査委員とともに実施をしたところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成29年第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。

今回の議会におきましては、5人の議員から一般質問を頂戴いたしました。

しかしながら、多少私どもの調整不足もあって、なかなか議論といいたしうか、

方向性を示せなかった部分もあったのではないかと、そのように反省もしているところでございます。

また、一般質問でいろいろな課題というものを提示していただいた部分がございますので、今回の議会の中だけでは、十分方向性が出なかったものもありますけれども、これを一つのきっかけといたしまして、今後、私の任期の中で最大限この解決に努力をしてみたいと考えているところでございます。

今回、何点か、その課題を拾い出していただいたわけでありまして、そうやって議会の定例会の度に様々な課題をいただいているところでございます。

振り返ってみますと、この4年間、自分自身で一体何をやってきたかなと、そういう反省もでございます。

昨日の答弁の中では、点数を付けるとして50点程度ということで、自分で答弁を作ったときには、そのように考えて御答弁をさせていただきましたけれども、まだまだ課題がたくさんあるなど、そういうことを考えますと、その件数というもの、さらに低いのではないかなと改めて感じたところでございます。

今後の大空町の町民の幸せということを考えたときの選択肢、一体何が良いのかと、そのことに大変悩むところでもございます。

そういったものの気づきをいただいた議会、ありがたさというものを痛感しているところでございます。

皆様方からいろいろな御指摘をいただいたことに改めてお礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇議 長 平成29年第4回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後00時20分)